

令和5年度政府予算 及び施策に関する要望

令和4年8月

全国市議会議長会

目 次

総会決議

1	多様な人材の市議会への参画促進	2
2	ポストコロナを展望した地方行財政の充実	7
3	新型コロナウイルス感染症対策	10
4	頻発・激甚化する大規模災害等からの防災・減災対策及び復旧 ・復興対策等	13
5	東日本大震災からの復旧・復興	16

地方行政委員会

1	地方創生の推進	20
2	参議院選挙における合区の解消	22
3	政治分野における男女共同参画の推進	23
4	消防防災体制の充実強化	24
5	過疎地域の持続的発展	25
6	基礎自治体における持続可能な行政サービス提供のための広域 連携施策の拡充等	26
7	自治体DX推進への支援等	28
8	基地対策関係予算の確保等	30
9	治安対策の強化等	31
10	領土・主権対策等	32
11	日米地位協定の抜本的な改定及び在沖米軍基地の負担軽減	33
12	人権救済制度の確立	34

地方財政委員会

1	地方税財政	36
2	地方債計画	39
3	地方公営企業	41
4	国庫補助負担金	42

社会文教委員会

1	医療保険制度	44
2	地域医療施策	46
3	保健衛生施策等	48
4	社会福祉施策	50
5	少子化対策等	53
6	介護保険制度	57

7	雇用対策	58
8	文教施策	59
9	環境保全施策	62

産業経済委員会

1	農業水産業共通対策	65
2	農業振興対策	67
3	林業振興対策	69
4	水産業振興対策	71
5	食の安全及び消費者の信頼確保対策	73
6	中小企業振興対策等	74
7	資源・エネルギー対策	76

建設運輸委員会

1	自然災害対策の推進	79
2	各種交通基盤整備の推進	82
3	都市基盤整備の推進	87
4	観光施策の推進	89

※この「令和5年度政府予算及び施策に関する要望」は、全国市議会議長会第98回定期総会における会長提出決議及び本会各委員会の所管要望を取りまとめたものである。

総会決議

1 多様な人材の市議会への参画促進

地方分権が進み、市議会の役割と責任が増している。また、社会経済の急速な構造変化を背景に、市議会には、多様化する民意の市政への反映と集約が期待されている。

一方、議員の年齢構成、男女割合、職業分布など議会構成の現状が、これからの市議会が期待される使命を果たす上でふさわしいものか、疑問を呈する指摘がある。

若者や女性、会社員など多様な人材の市議会への参画を促し、議会を活性化することは、多くの市議会の緊要な課題である。

先の統一地方選挙では、地方議会の無投票当選者の割合が高まるなど、小規模市議会では議員のなり手不足が深刻化している。今後、人口減少の加速により、議員のなり手不足が多くの市の共通問題になり得る懸念も否定できない。

多様な人材の市議会への参画を促す対策は、議員のなり手不足を克服する一助にもなると期待される。

このため、我々市議会は、各市の実情を踏まえ、主体的・持続的な議会改革を進め、それぞれ市の最高意思決定機関として、市民にとって魅力ある議会をつくる必要がある。

市議会の現状と課題について市民と双方向のコミュニケーションを深めるとともに、行政監視・政策提起能力の強化、政務活動費の適正な執行に努め、併せて社会のデジタル化に対応して議会運営の高度化・効率化を図るなど、議会に対する市民の理解と信頼の向上に取り組む。

よって、国においては、来年春の統一地方選挙に向けて、下記事項について、一体的・総合的に検討し、成案が得られた方策から確実に実現されることを強く要望する。

記

第1 多様な人材の市議会への参画を促す環境整備

1 地方議会の位置付け・議員の職務の明確化

議会と長の二元代表制から構成される地方自治の重要性に鑑み、地方議会の意思決定機関としての位置付けや住民の代表者としての議員の職責について、令和5年度の統一地方選挙までに地方自治法で明確化すること。

2 会社員が立候補しやすい労働法制の見直し

今や就業者の9割を会社員が占めており、若者や女性を含む幅広い会社

員層から市議会の議員に立候補しやすい、また、兼業が認められる場合には議員活動ができる環境を整える必要がある。

このため、立候補に伴う休暇保障や議員活動のための休職、任期満了後の復職など、労働基準法はじめ労働法制の見直しを行うこと。

3 兼業（請負）禁止要件の緩和

地方議会議員の兼業（請負）禁止について、議員が個人として該当する場合と議員が法人の役員として該当する場合で要件が異なる現行制度を見直し、兼業（請負）禁止要件が立候補の過度な規制とならないよう、所要の措置を講じること。

4 選挙制度の見直し

統一地方選挙での選挙実施割合が長期的に低下傾向にある中で、有権者が地方自治について考え、地方選挙への関心を高め、もって多様な人材の市議会への参画に資するため、長や議員の任期の状況に配慮しつつ、年間の地方選挙をその年の1又は2の特定日に集約する仕組みを検討すること。

併せて、便乗選挙の対象拡大、供託金の引下げ、一般市の長・議員等に係る税法上の寄付金控除制度の創設について検討すること。

5 小規模市における議員報酬の引上げ等を促進する財政支援 （議員報酬の引上げ）

小規模市議会の議員は、概して議員報酬の水準が低く、経済的に恵まれた議員は別として、兼業しなければ生計困難に陥りかねない実情にある。

一方、議会の役割が高まるに伴い、小規模市においても議員活動が年々増大、その内容も高度化・専門化し、現実には専業として活動せざるを得ない議員も多く、議員のなり手不足の一因にもなっている。

このため、住民の理解を得ながら、地域の実情に応じて生計維持が可能な水準まで議員報酬を引き上げることができるよう、小規模市に対する地方財政措置の強化を図ること。

（兼業議員のための所得損失手当の創設）

小規模市では、一度に議員報酬の大幅な引上げを図ることが現実的には困難な場合が多く、当面は、会社員も兼業を前提に議員活動を行わざるを得ない。

このため、会社員と兼業する議員が休暇や休職等により雇用先から賃金カットを受けた場合、収入状況に応じ、収入減の一部を補填する所得損失手当（仮称）の創設を検討すること。

6 育児手当の創設

子育て世代の若者や女性の議会への参画を促進するため、期末手当のほか、育児手当の支給を可能とすること。

7 政治分野における男女共同参画の推進

「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」に基づいて、議員活動と出産育児等の両立支援のために地方議会が実施する体制整備等の取組について支援を行うこと。

8 厚生年金制度への地方議会議員の加入実現

会社員等が議員に転身しても切れ目なく厚生年金の適用を受けることができ、老後の生活や家族を心配することなく選挙に立候補できる環境を整備するため、厚生年金へ地方議会議員が加入できる法整備を図ること。

9 地方議会のデジタル化の促進

本会議、委員会等のウェブサイト公開、議員に対するタブレット端末の配布、議事の自動音声翻訳、デジタル人材の育成確保など、地方議会のデジタル化への取組について技術的・財政的な支援を行うこと。

10 議会関連諸経費に対する地方財政措置の充実

- (1) 小規模市議会が、地域の実情に応じ、事務局の体制を強化できるよう、小規模市の議会費に対する地方財政措置を強化すること。
- (2) 以下の事項に係る経費を中心に、市の議会費に対する地方財政措置を充実すること。
 - ① 議会内における保育スペースの設置や議会のバリアフリー化など議会関連施設の整備
 - ② 議員の調査研究、政策提起能力の涵養に資する研修会の開催、議会図書室の充実（公立図書館、大学図書館等との連携を含む）
 - ③ 地域における子ども議会や女性議会の開催、有識者等との連携、その他市民との双方向のコミュニケーションの強化

11 地方自治教育の推進

教育の中立性の確保に十分配慮しつつ、地方自治とこれを支える地方選挙の重要性を子どもの時代から世代を超えて学習できる教育環境を整備すること。

第2 地方議会の権能強化

1 議長に対する議会招集権の付与

二元代表制の理念に則り、議会が自律的に活動を開始する制度を創設すること。

2 条例による契約の締結、財産の取得・処分の議決対象範囲の弾力化

議会の監視機能を強化するため、議決を要する契約に係る種類・金額の要件及び財産の取得・処分に係る面積・金額の要件について、地域の社会経済状況の差異や、議決を契約単位とすべきとする最近の判例を踏まえ、政令で定める基準に従い条例で要件を定める現行制度を見直し、各自治体が地域の実情を考慮した基準により条例で要件を定めることができるようにすること。

3 予算修正権の制約の解消

議会の政策提起機能を充実させるため、現在、長の予算提案権を侵害してはならないとされている予算修正権の制約を見直し、議会の予算に対する関与を強化すること。

4 再議（一般的拒否権）の対象の明確化

地方自治法第176条第1項の一般的拒否権は、否決された議決については適用することができないと解されているが、明文化されておらず、議会で否決された事件が再議に付される事例が生じている。このため、否決事件を対象外とすることを明確に規定すること。

5 専決処分の対象の見直し

専決処分の対象について、議会が否決（不同意）した事件を対象外とする旨を明確に規定すること。

6 閉会中の委員会活動の制限の緩和

現行制度では、議会は、閉会中、その活動能力が失われ、例外的に議決により特定の事件を付託された委員会が、その付託された事件に限り活動能力が付与されている。

このため、常時活動している執行機関に対する適切な監視や、突発的な行政問題への迅速な対応に問題があることから、議会が閉会中でも委員会が活動できるよう現行制度の制限を緩和すること。

7 地方議会のオンライン開催

感染症のまん延や大規模災害の発生により委員会を開催すること自体が困難な場合に加え、出産・育児、介護、疾病等の事情により会議場に参集することが困難な議員についてはオンラインでの参加を認めるなど、本会議への対象拡大も含め、地方議会のオンライン開催の拡充を図ること。

8 議会の招集日の変更

国の行政実例では、長が議会招集の告示をした後は招集日を変更することはできないとされており、多くの議会では、告示後に大きな災害・事故などによって議員の応招が困難な状況が生じた場合も、こうした扱いに従っている。最近の災害でも議員の応招が困難なため、定例会が流会となるおそれがあった。

このため、災害が多発する近況に鑑み、大きな災害・事故など議員の応招が極めて困難と認められる客観的理由が明らかにある場合、議会、とりわけ定例会の招集日の変更を可能とする措置を講じること。

9 意見書の積極的な活用

全国の市議会から国会又は関係行政庁に提出された地方自治法第99条に基づく意見書については、これを調査・分析・評価し、国の政策立案に積極的に活用するとともに、その状況等を公表すること。

2 ポストコロナを展望した地方行財政の充実

新型コロナウイルス感染症の数次にわたる波動的なまん延は、国民生活や雇用環境に深刻な影響を及ぼし、地域経済に甚大な打撃を与えるとともに、人口減少・少子高齢化の加速やデジタル技術の進化などと相まって経済・社会・地域の構造変化に拍車をかけている。地方移住の増加やテレワークの普及など国民の価値観や生活態様も変わりつつある。

地方自治体、とりわけ都市地域の自治体では、現下の厳しい経済・社会状況の中、新たな行政需要に適切に対応しつつ、福祉・医療サービスの充実や防災・減災対策の推進、地域の資源を活かした都市の再生や活力増進などに安定的・持続的に取り組んでいく必要がある。

よって、国においては、今後の感染状況に適切に対応しながら、ポストコロナのわが国の未来像を幅広く展望し、地方行財政の充実に向け、特に下記の事項を実現されるよう強く要望する。

記

1 地方税財政の充実

(1) 令和5年度一般財源総額の確保

コロナ禍の長期化によって地域経済の低迷が続き、地方財政の恒常的な財源不足が懸念されるため、地方自治体の安定的な財政運営に必要な地方税・地方交付税等の一般財源総額の確保充実を図ること。

地方交付税については、引き続き財源保障機能と財源調整機能を堅持すること。

地方の財源不足の補填については、本来、地方交付税の法定率の引上げにより対応すべきであり、臨時財政対策債が累増することがないように、その発行を可能な限り縮小すること。

(2) 地方税の充実確保等

税源の偏在性が小さく、税収が安定的な地方税体系の構築に努めるほか、適正・公平な課税の実現と新たな課題に対応する観点から、以下の事項に取り組むこと。

① 土地に係る固定資産税について、商業地の課税標準額の上昇額を半減する負担調整措置については令和4年度限りとするとともに、令和5年度以降は負担の均衡化に向けた既定の措置を確実に行うこと。

② 償却資産に係る固定資産税について、生産性革命の実現や新型コロナウイルス感染症緊急経済対策として講じた特例措置は今回限りとし、期限の到来をもって確実に終了すること。

- ③ ゴルフ場利用税の現行制度を堅持すること。
 - ④ 法人事業税について、電気・ガス供給業に係る収入金額課税の現行制度を堅持すること。
 - ⑤ 自動車関係税の見直しに当たっては、地方財政に影響を及ぼすことがないようにすること。
 - ⑥ 法人課税に関する国際協調を踏まえて国内の税制を整備する場合は、地方税制においても適切に対応すること。
- (3) 地球温暖化対策への対応

2050年までに温室効果ガスの排出実質ゼロとする目標を達成するため、地方自治体は、住民への普及啓発、省エネ機器の普及助成、再生可能エネルギーの利用拡大や導入支援など地球温暖化対策に重要な役割を果たすことが期待されている。

地方自治体が、地域の実情に応じ、裁量をもって各般の対策を柔軟に推進することができる十分な規模の一般財源の確保が図られるよう、国において炭素に係る税を創設又は拡充する場合には、その一部を地方税又は地方譲与税として地方に税源配分すること。

2 地方創生の推進

- (1) デジタル田園都市国家構想の着実な推進

デジタル田園都市国家構想について、基本的な方針と具体的な取組内容を早急に明らかにするとともに、人的、技術的、財政的な支援により有効な取組事例の横展開を推進する仕組みを構築すること。

また、デジタル田園都市国家構想の具体化を踏まえ、まち・ひと・しごと創生基本方針及び同総合戦略の内容を見直し、地方自治体に対する支援策を充実すること。

- (2) 「まち・ひと・しごと創生事業費」の継続・拡充

地方財政計画における「まち・ひと・しごと創生事業費」を継続・拡充すること。算定に当たっては、条件不利地域や財政力の脆弱な市町村に配慮すること。

- (3) 地方創生関連交付金の拡充等

- ① 「地方創生推進交付金」及び「地方創生拠点整備交付金」の予算枠の拡充と複数年度にわたる施設整備事業の採択件数の拡大を図ること。

また、交付に係る申請手続の簡素化を図ること。

- ② 地方の意見を踏まえ、「地方大学・地域産業創生交付金」の採択件数の拡大を図ること。

- ③ 地方創生に資するテレワークの推進、地方へのサテライトキャンパス設置などコロナ禍を踏まえた地方創生施策を積極的に展開すること。

3 地方分権の推進

(1) 自治体の自主性の尊重

提案募集方式の積極的な運用を図り、国から地方への事務・権限の移譲と義務付け・枠付けの緩和を進めること。

その際、事務・権限の移譲に当たっては、一般財源ベースでの適切な財源移転を一体的に行うとともに、人員等の配置については、地方の自主性を十分尊重すること。

また、義務付け・枠付けの緩和に当たっては、「従うべき基準」の原則廃止又は参酌化に積極的に取り組むこと。

(2) 「議会の議決」の尊重

議会の議決を不要とする提案については、二元代表制における議会の意義と権能を踏まえて、慎重に対応すること。

4 デジタル社会の実現

(1) デジタル格差の解消

地域におけるデジタル格差が生じないように、5G、光ファイバー等のデジタル基盤を早期に整備するとともに、専門的なデジタル人材の計画的な育成確保を図ること。

(2) 個人の権利利益の保護

高度情報通信ネットワークの利用が個人の思想信条、表現、プライバシー等に係る情報収集の手段として用いられることのないように、個人情報の目的外利用や第三者への提供にかかる取扱いを含め、個人の権利利益の保護に必要な措置を講じること。

(3) 分散管理によるデジタル共通基盤の整備等

国・地方の情報システムの標準化・共通化、国・地方の保有情報のデータベース化とその有効活用などデジタル共通基盤の整備に当たっては、地方自治体の意見を十分踏まえ、自治体独自の活用にも配慮した柔軟なシステムとするとともに、それぞれの情報の管理主体が分散管理する方式を前提とすること。これらに伴う地方負担については、国による十分な財源措置を講じること。

また、地方の情報産業の発展やこれを支える人材の育成の妨げにならないよう十分配慮すること。

5 その他

地方制度調査会の運営に当たっては、複雑・多様化する地方自治の制度と運用のあり方について調査審議を進めるため、総会及び専門小委員会における地方代表の発言機会を拡充すること。

3 新型コロナウイルス感染症対策

一昨年来、新型コロナウイルス感染症の新たな変異株が猛威を振るうなど度重なる感染拡大により、緊急事態宣言及びまん延防止等重点措置が繰り返し発令・延長されてきた。

一連の感染拡大防止対策の長期化により地域経済が危機的な状況に追い込まれており、対象地域はもとより、それ以外の地域においても国民生活や雇用環境に甚大かつ深刻な影響を及ぼしている。

そのような中、感染症の収束に向け、ワクチンの追加接種や対象年齢の引き下げが進められているが、引き続き感染拡大防止対策や医療提供体制の強化に取り組むとともに、今後の中長期的な社会経済の姿を構想しつつ、悪化する経済や疲弊する地域の再生のために必要な諸施策を迅速・果敢に講じるべきである。

よって、国においては、感染拡大防止と社会経済活動の両立に向けて、下記の事項を実現されるよう強く要望する。

記

1 感染症拡大防止等

- (1) 新たな変異株の全国的な感染拡大を防ぐため、必要な場合には、迅速かつ的確に緊急事態宣言又はまん延防止等重点措置を発令し、国として万全の措置を講じること。
- (2) まん延防止等重点措置の適用及び解除に当たっては、対象区域の市区町村の意見を尊重するとともに、変異株の特性等を踏まえ、機動的かつ柔軟な対応が可能となるようにすること。
- (3) ワクチン接種を円滑かつ着実に進めるため、ワクチン及び接種に必要な資材については、国の責任において十分な量を安定的に確保・供給すること。
- (4) ワクチン接種を安心して受けられるよう、有効性、必要性、安全性及び副反応等のより具体的で正確な情報を、国民に対し適切かつ迅速に提供すること。
- (5) ワクチンの追加接種（ブースター接種）の実施に当たっては、科学的な知見に基づいた検証を行うとともに、市区町村の接種実施計画の策定に資するよう、早急に方針を示すこと。
- (6) 特措法に基づく都道府県知事の権限については、今後、検証を行った上で、指定都市・中核市・保健所設置市が要請する場合、財源と併せて移譲

を受けることが可能な制度とすること。

- (7) 新型コロナウイルス感染症の自費検査を行う民間検査機関において陽性結果が出た場合、確実に保健所へ連絡が届く仕組みを早急に構築すること。

2 医療提供体制等の強化

- (1) 医療資源の偏在調整のため、感染者が多く発生している地域に対し、医師や看護師を融通することが可能となる仕組みを設けること。
- (2) 医療機関の役割分担や連携を図り、重症者への医療に重点を置く医療提供体制を確立すること。その際、都道府県の区域を越えた地方自治体間の患者移動を円滑にする広域入院など柔軟な対応を可能とすること。
- (3) 緊急経済対策に沿って、感染症指定医療機関等における病床の確保、医療機器の整備、医療物資の確保等に対する支援を強化すること。
- (4) 「新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金」について、地域の施策の実情に応じて柔軟な運用が可能となるようにするとともに、更なる増額や対象事業の拡大を図ること。
- (5) 感染患者の受入れの有無にかかわらず、一般患者の受診控えや受入制限による入院・外来患者数の減少等により多くの医療機関において医業収支が悪化していることから、引き続き地域医療提供体制が維持できるよう、適切かつ十分な財政支援措置を講じること。
- (6) 感染再拡大に備え、更なる病床と宿泊療養施設の確保、臨時医療施設の設置、自宅療養における適切な医療の提供等の取組を支援すること。
- (7) 今後、未知の感染症が再び脅威となる事態を想定し、保健所・地方衛生研究所体制を抜本的に強化すること。また、医療提供体制全体を危機管理の視点から早期に再構築すること。

3 偏見・差別・虐待等の防止

- (1) 感染者、濃厚接触者、医療・介護従事者、日常生活に不可欠な業務に従事する者やその家族に対する偏見・差別を防止するため、国民に対し正確な情報提供や啓発を行うなど必要な対策を講じること。
- (2) 社会環境の変化や休業・失業等に伴う生活不安やストレスにより増加・深刻化している児童虐待・DV被害について、相談窓口や支援体制の周知及び充実を図ること。

4 経済対策等

- (1) 「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」については、地方自治体が必要とする額を十分に確保し、早急に追加配分を実施するとと

もに、地域の実情に応じ適切かつ弾力的に運用できる制度とすること。

- (2) 雇用調整助成金及び緊急雇用安定助成金の特例措置や新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金の更なる延長を図るとともに、事業者や労働者に対し制度の周知や利用促進を図ること。
- (3) G o T oキャンペーン事業の再開に当たっては、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の要因とならないよう、今後の感染状況を注視しつつ地方の意見を踏まえ、弾力的に対応すること。
- (4) 感染拡大防止と社会経済活動の両立に向けた出口戦略を策定するに当たっては、科学的・医学的根拠に基づき、地方の意見も十分に踏まえた検討を行うとともに、国民に対し丁寧で分かりやすく説明すること。

4 頻発・激甚化する大規模災害等からの 防災・減災対策及び復旧・復興対策等

近年、集中豪雨や台風、地震など様々な自然災害が頻発し、住民生活の安全・安心が脅かされる甚大な被害が発生している。

こうした災害から、国民の生命、身体及び財産を守るためには、ハード・ソフト両面から様々な防災・減災対策のより一層の推進が急務である。

また、災害発生後の迅速な復旧・復興対策や災害時における新型コロナウイルス感染症対策も重要となっている。

よって、国においては、防災・減災対策及び復旧・復興対策の充実強化に向け、特に下記の事項を実現されるよう強く要望する。

記

1 台風・集中豪雨・豪雪対策等の充実強化

- (1) 台風等による広域的な河川の氾濫対策のため、堤防整備や治水ダム建設など流域全体の関係者が協働する流域治水について、十分な財政措置を講じること。
- (2) 豪雪被害に係る除排雪経費の所要額の確保を図ること。また、除排雪を行う事業者の支援や住民の安全確保のための体制整備など、雪害対策の推進を図ること。

2 土石流対策の強化

昨年の熱海市における土石流災害の発生を踏まえ、盛土等の崩落による人家などへの被害が生じないように、規制の強化を図るとともに、地方自治体による安全性把握のための詳細調査や盛土の撤去、擁壁設置等の対策工事に対する支援の充実を図ること。

3 地震・津波・火山噴火対策等の充実強化

- (1) 国土強靱化基本法、南海トラフ地震や首都直下地震等に係る特別措置法など、災害関連諸法に基づく施策を着実に推進すること。
- (2) 地震による建築物の倒壊防止のため、建築物の耐震診断・耐震改修に係る財政支援措置や技術力の確保に関する取組の充実強化を図ること。

4 防災・安全に資する社会資本整備事業への支援

- (1) 地方財政計画における緊急防災・減災事業債を恒久化するとともに、元利償還金に対する交付税措置の充実、対象事業の拡大を図ること。

- (2) 頻発・激甚化する災害への対策やインフラの老朽化対策を重点的かつ集中的に取り組む、「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」を着実に推進すること。また、インフラの防災・老朽化対策について、地方自治体にとって自由度の高い交付金の創設などを図るとともに、公共施設等適正管理推進事業債の所要額の確保、対象事業の拡大を図ること。
- (3) 災害時の停電防止のため、送電・配電施設の強靱化、非常用電源対策の強化について、事業者とともに取組を推進すること。また、その他ライフライン及び道路や鉄道などの各種インフラについても、一層の強靱化を図ること。

5 災害復旧・復興支援の充実強化

- (1) 被災自治体の災害復旧・復興事業に対する支援の充実強化を図ること。
なお、将来の災害に備え、原形復旧にとどまらず改良復旧を積極的に推進すること。
- (2) 災害復旧事業に関する国庫補助採択基準の緩和や被災した事業所施設等についても補助対象とするなど、補助対象施設の拡大を図ること。
- (3) 広域災害では、地域によって被害状況や必要な復旧・復興対策が異なることから、発生後、関係機関等が被害の全容を可及的速やかに把握できる体制とシステムの強化を図ること。
- (4) 被災者支援については、災害救助法や被災者生活再建支援法、国の個別補助制度など、趣旨の異なる支援制度が存在することから、被災者にとって分かりやすく、不公平感を招かない制度設計を行うこと。なお、被災者生活再建支援法については、上限額の引上げを図ること。
- (5) 近年の災害の多発に鑑み、災害の事前の備えとしての地震保険や水災補償などの加入について、国において周知を図るだけでなく、保険料控除制度の拡充など、加入促進に向けた取組を図ること。

6 各種災害からの避難対策の強化

- (1) 避難所については住民の速やかな避難行動を促すためにも、冷暖房整備に加えプライバシーの確保や授乳室の設置など、きめ細やかな配慮が可能となるよう支援体制の充実強化を図ること。
- (2) 避難所における新型コロナウイルス感染症の感染防止対策に万全を期すため、設備・備品の確保、医療救護体制の整備などに十分な財政支援を講じること。また、応援職員やボランティア等に対する感染防止対策の推進を図ること。
- (3) 洪水や土砂崩れなどの危険度や避難経路を住民が正しく理解し、適切に避難行動がとれるよう、ハザードマップの活用等による防災知識の普及啓

発を強化し、国民全体に対する防災意識の醸成を図ること。

- (4) 地方自治体による適時的確な避難指示等の発令に資するため、災害予測システムなどの新技術の導入・運営に係る十分な財政支援措置を講じること。
また、線状降水帯予測向上のための二重偏波気象レーダーの設置や多機能型地震観測装置の老朽化対策について十分な財源を確保すること。
- (5) 災害ハザードエリアに居住する住民等について、安全で利便性の高い居住誘導区域等への移転を推進すること。

7 消防防災体制の充実強化

- (1) 地方自治体の消防防災体制の一層の充実を図るため、消防防災施設・設備整備に対する財政措置を拡充すること。
- (2) 地域の防災力の強化を図るため、消防団の装備の充実や団員の待遇改善等に対する財政措置を拡充すること。

8 医療救護体制の充実強化

災害発生時に入院患者の安全の確保や被災者に対する適切な医療を提供するため、医療機関の耐震化や医薬品・資機材の整備、医療救護に係る人材育成・確保など医療救護体制の充実強化を図ること。

9 原子力発電所の安全・防災対策の充実強化

東京電力福島第一原子力発電所事故の原因や対応の検証結果を踏まえ、各地の原子力発電所において、速やかに万全の安全対策及び防災対策の強化を図ること。

5 東日本大震災からの復旧・復興

東日本大震災の発生から11年が経過した。被災自治体においては、迅速な復旧・復興に向けて鋭意努力をしているものの、被災者や被災企業への各種支援、農林水産業の再生等に加え、原子力発電所事故に起因する風評対策、放射性物質トリウムを含む多核種除去設備等処理水の処分など困難な課題が山積している。

加えて、新型コロナウイルス感染症への対策にも迫られるなど被災地それぞれの状況に応じた柔軟な対応が必要となっている。

よって、国においては、持続可能で活力ある地域社会を創造できるよう、一日も早い被災地全体の復旧・復興に向け、特に下記の事項を実現されることを強く要望する。

記

1 東日本大震災からの早期復旧・復興

(1) 復旧・復興に向けた財政支援等

- ① 震災復興特別交付税等地方財政措置について、復興事業が完了するまで措置を講じること。
- ② 公共施設等の復旧・復興に向け、各種災害復旧補助制度に係る補助率の大幅な嵩上げや対象経費の拡大などを図るとともに、改良復旧に係る経費の拡大等を行うこと。
- ③ 地盤沈下区域の嵩上げ工事や土地区画整理事業及び上下水道の再整備等に対し、全面的に財政支援措置を講じること。
- ④ 災害援護資金の償還について、履行期限の延長とともに、東日本大震災に適用される償還免除の拡充のほか、地方自治体と協議の上、償還免除の基準を明示すること。また、債権回収機構等を設置し、専門的かつ専属的に債権回収を実施すること。

(2) 被災者生活再建支援

- ① 被災者の生活再建に向け、雇用対策や被災者支援総合交付金による支援など各種措置の充実強化を図ること。
- ② 生活保護、介護、医療について、被災地の実情に応じた支援措置の充実強化を図ること。
- ③ 災害救急医療の増加経費対策や必要な医師の確保、災害拠点病院整備など被災地域の医療機関に対し万全の支援措置を講じること。

(3) 地域産業の復旧・復興

- ① 水産業及び関連産業の復興、地元企業や商店街の早期復旧など地域産業への復旧・復興に対する支援措置の充実強化等を図ること。

- ② 移住者等の拡大を図り、魅力あふれる地域を創造するため、新産業の集積や教育・研究機関の誘致について、特段の措置を講じること。
- (4) 伝承活動への支援
 - 震災の記憶と教訓を後世へ継承するための人材育成、研修、情報交換など伝承活動への環境整備について検討すること。

2 原子力発電所事故災害への対応

- (1) 放射性物質対策事業の推進
 - ① 除去土壌等の仮置場の原状回復など予算の確保に万全を期すとともに、現場保管に係る搬出困難案件の解消について制度設計を行うこと。
 - ② 放射能汚染濃度8,000 Bq/kg 超の指定廃棄物（焼却灰等）は、特定廃棄物埋立処分施設へ安全かつ早期に搬出すること。
 - ③ 農林業系汚染廃棄物は、処理の促進と最終処分までの適切な保管のため、財政的・技術的支援を継続すること。
 - ④ 除去土壌等の県外最終処分までの計画を提示すること。
 - ⑤ 原発事故以前の健全な状態へ回復するまでの間、固定資産税を免除するとともに、市税等の減収分補てんのための震災復興特別交付税の財源措置を継続すること。
 - ⑥ 仮置場や仮設住宅用地等での利用後、当該用地に集会所など福祉向上に資する施設等を整備する場合は、財政措置を講じること。
 - ⑦ 増加する有害鳥獣の処理が適切に実施できるよう、広域的な規模での有害鳥獣専用処理施設の整備に併せ、処理体制に係る財政措置を講じること。また、鳥獣被害防止対策に関する支援策を継続するとともに、侵入防止策の予算拡充を図ること。
 - ⑧ 福島再生加速化交付金について、風評払拭の取組強化に向けた財政支援の拡充を図るとともに、地域の実情に応じた取組も対象とすること。
- (2) 確実な汚染水・処理水の対策
 - ① ALPS処理水の処分を実施する前に、安全性を科学的知見に基づき、全国、全世界へ周知し、理解と合意を得るとともに、風評被害に対して万全の対策を講じ、仮に損害が生じてしまった場合には、速やかに賠償するスキームを構築し、利害関係者の理解と合意を得るよう、東京電力ホールディングス株式会社（以下、「東京電力」という。）に指導すること。また、それまでは陸上保管を継続し、タンク保管容量の余力の確保等についても検討するよう、東京電力に指導すること。
 - ② トリチウムの分離技術について、実用化の可能性を前向きに評価し、当該技術の実用化に向けて全力を尽くすこと。また、根本的な原因である汚染水の発生を抑制し、将来的には防止するよう、高等教育機関などの

様々な知見を参考にしながら抜本的な対策を講じるよう、東京電力に指導すること。

(3) 原子力損害賠償の適切な実施等

- ① 原子力発電所事故による個人・法人及び地方自治体が被った全ての損害について、東京電力への賠償請求の簡素化を図るとともに、迅速かつ確実な賠償を行うよう、同社へ指導すること。
- ② 風評被害の防止・解消に向けた対策を強化し、風評の早期払拭を図るとともに、農林水産物等に対する放射性物質対策や生産者への支援等の拡充を図ること。

(4) 健康管理・生活安心体制の継続

- ① 健康異常を早期発見できる徹底した健康管理体制を堅持するとともに、その費用について全額国庫負担を継続すること。
- ② 避難指示等対象地域における医療費一部負担金、介護保険利用者負担、国民健康保険税・後期高齢者医療制度保険料・介護保険料の被保険者の免除について、国の特別の財政支援を継続すること。
- ③ 生活再建や心のケア等に必要な支援とともに、地域の復興・再生に対し十分な支援を行うこと。
- ④ リアルタイム線量測定システムの一方向的な撤去を行わないこと。
- ⑤ 除染の枠組み以外の箇所等で、健康影響等が懸念される箇所が新たに判明した場合、線量低減化などの環境回復措置を講じること。

地方行政委員会

1 地方創生の推進

我が国の急速な人口減少や少子高齢化が進む中、人口減少に歯止めをかけ、将来にわたり住みよい、活力ある地域社会を維持していくためには、地方創生の推進が不可欠である。

地方自治体においては、第2期「まち・ひと・しごと創生総合戦略」を踏まえ、地方創生に係る事業の推進に努めているが、今般の新型コロナウイルス感染症対策の課題も加わり、経済活動の停滞による地域の活力低下が懸念される。

よって、国においては、下記事項を実現されるよう強く要望する。

記

1 地方への移住・定着の推進

- (1) 都市と農山漁村が共生する社会の実現を図り、都市住民や若者を中心に高まりつつある「田園回帰」の動きを一層促進するとともに、移住・定住以外の地域と多様に関わる「関係人口」の拡大への支援を更に充実すること。
- (2) テレワークの進展による地方移住の動きを促進するため、移住支援事業については、移住元の対象地域を拡大すること。また、企業に対しサテライトオフィスの開設等による複数地域での就業・居住環境整備やデジタル技術の導入に係る支援策を講じること。
- (3) 企業や人、物等について、東京圏への一極集中から地方へ分散するよう、企業の地方移転等を促進する取組を積極的に推進すること。
- (4) 都会から地方への人の流れを促し、移住・定着につながるとともに地域活性化に資する「地域おこし協力隊」の更なる成果を上げるため、任期後の定着に向けたより一層の支援策を講じること。

2 地方創生を総合的に支援する地方債の創設

地方創生のための魅力ある地域資源をいかした緊要度の高いまちづくり等を戦略的に推進するため、特別な地方債を創設し、その元利償還金について地方交付税措置を講じること。

3 政府関係機関の地方移転の早期実現

政府関係機関の地方移転については、国の「政府関係機関移転基本方針」に基づき策定された「政府関係機関の地方移転にかかる今後の取組について」等に沿って検討及び検証を主体的に進め、早急かつ円滑にその完全実現を図ること。また、移転に伴う負担を地方に求めないこと。

4 地域運営組織への支援に係る財政措置

今後、持続可能な地域づくりや地方自治体の運営において、住民が主体となる地域運営組織の役割はますます重要となることから、地域運営組織に財政的支援を行う地方自治体に対し、地域の課題解決に向け、より充実した支援ができるよう柔軟かつ自由度の高い交付金を創設するなど、地域の実情に応じた必要な財政措置を講じること。

5 地域における多文化共生の推進

在留外国人の定着に向け、地方自治体が整備、運営する多言語による行政・生活情報の提供、相談体制の一元的窓口への支援を拡充すること。

2 参議院選挙における合区の解消

二院制を採る我が国において、参議院は、憲法制定以来一貫して都道府県単位で代表を選出し、地方の声を届ける役割を果たしてきた。

平成28年参議院選挙において、人口が少ない県単位の選挙区を統合した初の合区による選挙が実施された。その後、比例区に「特定枠」が設けられたが、令和元年参議院選挙では、合区3県で過去最低の投票率を更新するなど、合区に起因した弊害が深刻度を増している。

合区による選挙は、住民意思を適切に代表する制度とは言えず、人口のみで単純に区割りを決定することは、地方の人口減少に歯止めをかけ、東京圏への一極集中を是正し、地方自治体の活性化を目指す地方創生の流れにも反する。

また、現在、合区対象は鳥取、島根、徳島、高知の4県であるが、今後、大都市と地方の人口格差が更に拡大し、合区対象県が増えることも懸念される。

よって、国においては、我が国の民主主義と地方自治を守るため、合区を早急に解消し、都道府県単位による代表が国政に参加することが可能な選挙制度となるよう強く要望する。

3 政治分野における男女共同参画の推進

政治分野における男女共同参画の推進に関する法律の一部を改正する法律（令和3年法律第67号）が令和3年6月16日に公布・施行され、政党、国、地方自治体のほか、衆参両院、都道府県、市町村の各議会がそれぞれ政治分野における男女共同参画の推進に積極的に取り組む関係機関として明示された。

また、各議会において関連する実態調査や環境整備、相談窓口の設置、人材の育成等が義務付けられており、今後、各種施策の積極的な展開が求められている。

よって、国においては、地方自治体の政治分野における男女共同参画の推進に関する取組を実効性のあるものとするため、必要な法制上の措置のほか、地方交付税措置の充実など所要の財政支援を行うよう強く要望する。

4 消防防災体制の充実強化

近年、我が国では、東日本大震災をはじめ、大型台風、集中豪雨、豪雪、竜巻等による大規模な自然災害が多発し、各地に甚大な被害をもたらしている。

各市町村は、火災や自然災害等から住民の生命、身体、財産を守るため、総合的な消防防災体制の整備に努めているが、今後発生が危惧される大規模災害に迅速かつ的確に対応できるよう、更なる消防防災体制の充実強化が必要である。

よって、国においては、下記事項を実現されるよう強く要望する。

記

1 消防防災施設・設備整備に対する財政措置の充実強化

消防防災体制の充実を図るため、防災拠点施設、消防水利施設、緊急消防援助隊施設等の消防防災施設・設備整備に対する財政措置を充実強化すること。

2 消防防災通信ネットワークの充実強化

消防活動の指揮命令を支え、消防活動の遂行に不可欠な消防救急無線の運用に係る諸課題へ対応するため、財政措置を充実強化すること。

また、災害時における情報収集・伝達等の役割を担う市町村防災行政無線の整備促進及びデジタル化に伴う維持管理経費に対する財政措置を充実強化すること。

3 消防広域化事業に対する財政措置の充実強化

「市町村の消防の広域化に関する基本指針」（平成30年4月1日改訂）を踏まえ、消防の広域化の推進に当たっては、引き続き必要な財政措置を充実強化すること。

4 消防団の充実強化

地域の防災力の強化を図るため、安全対策も含めた装備の充実や装備基準の抜本的見直し、消防団施設の耐震化対策及び消防団員の処遇改善のため、財政措置を充実強化すること。

また、国民に消防団の重要性を理解してもらい、イメージアップを図ることにより、消防団員の入団を促進するため、全国的な啓発活動を充実強化すること。

5 過疎地域の持続的発展

過疎地域は、我が国の国土の過半を占め、食料、水及びエネルギーの安定的な供給機能を有するとともに、豊かな自然や歴史・文化を有し、国土・自然環境の保全や森林による地球温暖化防止等に大きく貢献している。

一方、過疎地域では、人口の減少、少子高齢化の進展など他の地域と比較して厳しい社会経済情勢が長期にわたり継続しており、地域における持続可能な地域社会の形成及び地域資源等を活用した地域活力の更なる向上が喫緊の課題となっていることから、引き続き、総合的かつ積極的な支援が不可欠である。

よって、国においては、下記事項を実現されるよう強く要望する。

記

1 過疎地域に対する財政措置の充実等

過疎地域の自立促進に必要な財源である過疎対策事業債及び辺地対策事業債の所要額確保とともに、税源の乏しい過疎地域の安定的な財政運営が可能となるよう、特段の地方交付税措置を講じること。

また、住民が安心・安全に暮らせるための生活基盤確立、持続可能な地域社会の実現に資する多様な主体の協働による地域社会の活性化、地域を担う人材育成のほか、Society 5.0時代の到来も見据えた総合的な過疎対策の充実強化を図ること。

2 過疎地域への税制上の配慮

過疎地域への企業進出、既存中小企業の活性化など過疎地域の持続的発展に資する産業振興を促進するため、税制等の優遇措置を拡充・強化するとともに、優遇措置に伴う減収分については、地方交付税により補填すること。

6 基礎自治体における持続可能な行政サービス提供のための広域連携施策の拡充等

人口減少、少子高齢化など地域社会を取り巻く環境が大きく変容する中において、地域の持続可能性を高めるためには、各市町村において、基礎自治体として担うべき役割を踏まえ、市町村間の広域連携をはじめ、自主的な市町村合併、都道府県による補完等の多様な手法の中から最も適したものを自ら選択できることが有効である。

よって、国においては、下記事項を実現されるよう強く要望する。

記

1 広域連携施策の推進

- (1) 定住自立圏・連携中枢都市圏や一部事務組合、広域連合等の事務の共同処理制度等の広域連携施策を引き続き推進するとともに、都道府県を越えた地域の連携など多様な広域連携の在り方を視野に入れ、その推進に当たっては、地方自治体の意見を十分反映すること。
- (2) 広域連携を推進するため、市町村間や、市町村と都道府県の連携、都道府県による事務の補完等に資する具体的な方策を検討するに当たっては、中心市と周辺市町村との「主導」「参画」関係を全国一律に求める定住自立圏・連携中枢都市圏「要綱」を見直すなど、「対等」「共同」関係に基づく多様な連携方式の選択を可能とすること。また、「ビジョン」策定や進捗プロセス管理等において議会の関与を拡大すること。
- (3) 地方自治体が多様な手法の中から自ら選択した広域連携の手法により、持続可能な行政サービスを確保する取組については、中心市に偏ることなく周辺市町村が担う役割に応じて適切な財政措置を講じるとともに、その拡充を図ること。
- (4) 定住自立圏・連携中枢都市圏については、その推進経費に係る所要額を確保するとともに、今後も地域の実情に応じた柔軟な連携を図ることができるよう対象要件の更なる緩和を図ること。
- (5) 第2期「まち・ひと・しごと創生総合戦略」及び「デジタル田園都市国家構想基本方針」に盛り込まれた地域間連携の推進など広域連携の各施策について、積極的に支援すること。

2 合併市町村に対する財政措置の充実

- (1) 合併特例債の所要額を確保するとともに、元利償還金の普通交付税算入率を引き上げること。

- (2) 普通交付税の合併算定替終了後においても安定的に行財政運営を行うことができるよう、合併市町村の実態を十分反映した交付税算定を行うこと。
- (3) 今後合併する市町村に対しても、十分な財政措置を講じること。

3 地方選挙における投票時の移動支援に要する経費の全額措置

現在、2分の1が財政措置されている地方選挙における投票時の移動支援に要する経費について、地方に負担を強いることなく選挙人の投票機会を確保するため、国政選挙と同様、全額国費により措置すること。

7 自治体DX推進への支援等

「デジタル・ガバメント実行計画」改定が令和2年12月に閣議決定された。これを具体化するため「自治体デジタル・トランスフォーメーション（DX）推進計画」が策定され、地方自治体が取り組むべき重点事項等が目標時期とともに示されたが、今回の自治体DXの取組は短期間で実施するものであるため、各地方自治体の現状に応じて十分な支援が必要である。

よって、国においては、下記事項を実現されるよう強く要望する。

記

1 自治体DXの推進

- (1) 各地方自治体のデジタル化の現状や周辺状況を十分に把握し、それぞれに見合った助言・支援を行うこと。その際、財政的支援に留まらず、自治体DX推進計画に例示されたデジタル人材の確保や兼務配置についても支援を行うこと。

また、自治体DX推進手順書については、必要に応じ改訂を加えるなど活用しやすいものとする。

- (2) 現在、自治体DX推進計画において、共創プラットフォームを利用した対話が想定されている。この共創プラットフォームを国からの情報提供のポータルサイトと位置付け、今後の自治体DX推進に係る各種通知・調査等は省庁横断で統一化すること。
- (3) 住民情報の流出防止の徹底やL GWAN接続系とインターネット接続系の分割など所要のセキュリティ対策、自治体情報セキュリティクラウドの運用・管理等に係る経費について、地方自治体の負担とすることなく、継続的に十分な財政措置を講じること。
- (4) 大規模自然災害や感染症対応としての非常手段の確保のみならず、議員の出産・育児と議会活動の両立に資するため、オンライン本会議の実現に向けた地方自治法の改正を早期に実現すること。

2 社会保障・税番号制度に係る取組強化

- (1) 情報連携等に係る地方自治体の財政負担に対する支援措置を拡充すること。また、マイナンバーカードの活用範囲の更なる拡大を図り、マイナポータルの利便性とサービスの向上を図るとともに、カードの普及促進により、マイナンバー制度のインフラの最大限の活用を図る環境を整備すること。

- (2) 国民に対して制度の趣旨、仕組み、効果等について一層の周知徹底を図るとともに、セキュリティ対策に万全を期すこと。

8 基地対策関係予算の確保等

我が国の安全保障政策の推進には、基地の安定使用が前提であり、基地周辺住民の理解と協力が不可欠である。そのため、基地関係市町村は、基地周辺住民の生活環境の整備や住民福祉の向上など諸施策の充実に懸命の努力を傾注しているところである。しかしながら、基地関係市町村の行財政運営は、基地の所在に伴う特殊な財政需要の増大等により、大変厳しい状況にある。

よって、国においては、下記事項を実現されるよう強く要望する。

記

1 基地交付金・調整交付金の所要額確保

固定資産税の代替的性格及び基地関係施設の所在に伴う特殊な財政需要を踏まえ交付されている基地交付金・調整交付金の所要額を確保するとともに、基地交付金の対象資産の範囲を自衛隊が使用する全資産に拡大すること。

2 基地周辺対策経費の所要額確保

基地周辺対策事業については、更なる補助対象施設・範囲の拡大等の適用基準の緩和を図るとともに、所要額を確保すること。

特に、特定防衛施設周辺整備調整交付金は、基地周辺住民の基地に対する更なる理解と協力を得るために重要な施策であることから、所要額を確保すること。

3 米軍機による低空飛行訓練の中止

訓練空域周辺住民の日常生活への悪影響に鑑み、米軍機による低空飛行訓練が行われないよう、米軍関係当局に対して、更なる働きかけを行うとともに、騒音被害が解消されるまでの間、国が責任を持って防音対策等の予算措置をはじめとした必要な措置を講じること。

9 治安対策の強化等

我が国は、世界で最も安全な国と言われ、いわゆる「安全神話」を国民誰しもが当然に受け止めていた。

しかしながら、近年の犯罪は、国際化、広域化が進むとともに、インターネットを利用した犯罪が増加するなど、複雑・多様化している。

さらに、各地で無差別犯罪が続発するとともに、犯罪に占める再犯者の割合が上昇傾向にあるなど、平穏な市民生活への重大な脅威となっている。

また、北朝鮮による拉致事件に関しては、依然として安否不明の拉致被害者問題など、多くの課題が残されている。

よって、国においては、下記事項を実現されるよう強く要望する。

記

1 治安対策の強化

- (1) 力団等による組織犯罪、銃器使用の凶悪犯罪や薬物組織犯罪への取組を強化するとともに、留置場、拘置所など治安関係施設を整備拡充すること。
- (2) 再犯防止に向けた教育・職業訓練の充実、再犯防止推進のための人的・物的基盤を整備するとともに、地方自治体や民間団体等の関係者との連携・協力を図ること。

2 運転免許証自主返納者に対する支援

高齢運転者が、運転免許証を返納しても生活を維持できる環境を整備し、地域における安全な生活を実現するため、地方自治体が行う運転免許証の自主返納を促進する取組に対し財政的支援を行うこと。

3 北朝鮮による拉致問題の早期解決

北朝鮮による拉致被害者及び特定失踪者全員の早期帰国並びに拉致問題の真相究明に向け、国際情勢に鑑みて、時機を逸することなく、国を挙げて全力で取り組むこと。

10 領土・主権対策等

戦後76年を経た現在においても、我が国には依然として領土問題が存在する。我が国は国際社会の法と秩序を遵守しながら、各事案の性質に応じて適切な対応を図っているものの、領土問題は、国家の主権にかかわる重大事項であり、問題の一日も早い平和的解決が望まれる。

よって、国においては、下記事項を実現されるよう強く要望する。

記

1 北方領土返還

- (1) 北方領土問題の解決に向けた断固たる決意と強い意志を持って、ロシアとの外交交渉を粘り強く推し進めるとともに、国内外の世論の喚起高揚に向けた効果的な返還要求運動を推進すること。
- (2) 元島民等に対する援護対策の充実や、社会経済活動に多くの制約を受けている隣接地域の疲弊解消のための内政措置の充実を、国の責任のもと速やかに実施すること。
- (3) ロシアによる北方四島を含むクリル諸島での関税免除特区制度については、北方領土の実効支配を認めることになることから、我が国の立場を明らかにするとともに、廃止を求めること。

2 竹島の領有権確立

我が国の主権を無視し、国際社会に向けて領土権を既成事実化しようとしている大韓民国に対して毅然とした対応を取るとともに、竹島の領有権に関し、より一層の国民の関心を高めるため、更なる国内世論の喚起や国際社会へのアピール等の対策を強化すること。

11 日米地位協定の抜本的な改定 及び在沖米軍基地の負担軽減

戦後76年を経た今もなお、米軍機の墜落事故や市街地での騒音、演習による自然環境の破壊に加え、米兵等による事件・事故が繰り返されるなど、在日米軍基地から派生する諸問題により、周辺地域の住民は常に恐怖と危険にさらされている。

これまで在日米軍基地から派生する事件・事故が発生するたびに、多くの議会や地方自治体は、繰り返し厳重に抗議及び要請を行い、抜本的解決を求めてきたところであるが、政府は裁判権の行使に関する運用の見直しなど、日米地位協定の運用改善により対応してきた。

しかし、在日米軍基地に起因する諸問題の解決には、日米地位協定の運用改善による対応では限界があり、抜本的に改定することが不可欠となっている。

よって、国においては、国民の生命・財産及び人権を守る立場から、「日米地位協定の抜本的な改定」及び沖縄県民の切実な要望に応えるため、「在沖米軍基地の負担軽減」が図られるよう強く要望する。

12 人権救済制度の確立

我が国では、全ての国民に基本的人権の享有を保障する日本国憲法の下で、これまで人権に関する各種施策が講じられてきたが、今日においても、社会的身分や門地、人種、民族、信条、性別、障害等による不当な差別、子どもや高齢者等に対する虐待など人権侵害が繰り返されている。

また、インターネットを使用したプライバシーの侵害や差別情報の流布等の人権侵害も増加しているほか、新型コロナウイルス感染症に関連し、感染者・濃厚接触者、医療従事者等に対する誤解や偏見に基づく差別も多数報告されている。さらに、日常生活や経済の回復に大きな期待が寄せられる中、新型コロナウイルスワクチン未接種者に対する差別を無くす取組が求められている。

よって、国においては、人権問題の解決に向け、人権教育及び人権啓発を推進するとともに、実効性のある人権救済制度を確立するよう強く要望する。

地方財政委員会

1 地方税財政

今日の地方自治体においては、急速に進行する人口減少、少子・高齢化に対応した福祉・医療サービスの充実や地域の防災・減災対策をはじめ、活力ある地域社会の実現のための地方創生の推進など、様々な行政課題に対する財政需要は増加の一途にある一方、地方財政は、巨額の財源不足が生じる厳しい状況が続いている。

また、新型コロナウイルス感染症やウクライナ情勢に伴う原油価格・物価高騰等が地域経済や住民生活に大きな影響を及ぼしており、地方税財政を取り巻く状況は不透明さを増している。

住民に身近な行政サービスの担い手である地方自治体が、今後も安定的に行政サービスを提供するためには、地方税・地方交付税等の一般財源総額の充実確保が不可欠である。

よって、国においては、下記事項を実現されるよう強く要望する。

記

1 重点要望事項

- (1) 新型コロナウイルス感染症の影響による経済の下振れ等が懸念される中、令和5年度においても、大幅な地方財源不足が見込まれる。

については、新型コロナウイルス感染症への対応や地域経済の回復をはじめ、社会保障関係費の増大や地域の防災・減災対策、デジタル化、地球温暖化対策、人口減少対策、地域の活性化対策など地方の財政需要を適切に地方財政計画に計上し、地方税・地方交付税等の一般財源総額を確保・充実すること。

その際、臨時財政対策債が累積することのないよう、その発行を縮減するとともに、償還財源を確保すること。

- (2) 地方交付税については、引き続き財源保障機能と財源調整機能の両機能が適切に発揮できるよう、総額を確保すること。地方の財源不足の補填については、地方交付税の法定率の引上げを含めた抜本的な見直しを行うこと。また、地方の固有財源である地方交付税を国の政策誘導手段として用いることは避けること。

- (3) 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金及び新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金については、所要額の十分な確保や対象事業の拡充を図るとともに、地域の実情に応じた柔軟な運用が可能となるようにすること。また、地方創生臨時交付金については、基礎自治体である市町村に対し速やかに直接交付すること。

- (4) 地域の実情に応じて住民生活を支えるため、地方自治体が機動的かつきめ細やかに対策を実施することができるよう、これまでにない思い切った地方財政措置を講じること。
- (5) 今後もきめ細かな行政サービスを安定的に提供していくため、地方税制を拡充強化すること。
その際、税源の偏在性が小さく、税収が安定的な地方税体系の構築に努めるとともに、国税・地方税の政策税制については、積極的な整理合理化を図ること。
- (6) 固定資産税は、市町村財政を支える重要な基幹税であることから、その安定的な確保を図ること。生産性革命の実現や新型コロナウイルス感染症対策などの経済対策は、本来、市町村の基幹税である固定資産税を用いて行うべきではなく、国税や国庫補助金などにより実施すべき性質のものである。制度の根幹に影響する見直しは、土地・家屋・償却資産を問わず、断じて行うべきではなく、更なる対象の拡充は認められず、現行の特例措置等は、期限の到来をもって確実に終了すること。
- (7) 自動車関係税の見直しに当たっては、道路・橋梁等の老朽化対策などに対する財政需要が今後大幅に増すことから、地方財政に影響を及ぼすことがないようにすること。
- (8) 電気供給業、ガス供給業などに対する収入金額課税は、受益に応じた負担を求める外形課税として定着し、地方税収の安定化にも大きく貢献するとともに、地元自治体から多大な行政サービスを受益している大規模な発電施設や液化ガス貯蔵設備等に対して適切な負担を求める課税方式であることを踏まえ、今後とも現行制度を堅持すること。
- (9) ゴルフ場利用税は、ゴルフ場所在市町村の特有の行政需要に対応するとともに、特に、過疎地域や中山間地域の財政力の脆弱な市町村にとって貴重な税財源となっていることから、現行制度を堅持すること。
- (10) 公共施設等適正管理推進事業費については、個別施設の維持管理、更新等に係る取組が本格化することから、引き続き十分な財源を確保すること。

2 地方税財源の充実確保

- (1) 個人住民税については、その充実確保を図るとともに、政策的な税額控除を導入しないこと。また、応益課税の観点から広く住民が負担を分かち合う仕組みとなっていることを踏まえ、制度のあり方を検討すること。
法人住民税均等割についても、広く住民が地域社会の費用を分担するものであることから、税率を見直すなどの充実強化を図ること。
- (2) 森林環境譲与税については、市町村の用途状況、林業需要等を勘案し、必要に応じ譲与基準など所要の見直しを行うこと。

- (3) 基地交付金・調整交付金については、固定資産税の代替的性格及び基地関係施設が所在することによる市町村の財政需要を踏まえ交付されていることに鑑み、その所要額を確保すること。また、基地交付金の対象資産の範囲を自衛隊が使用する全資産に拡大すること。
- (4) 事業所税は、都市環境の整備を推進するための財源であることから、課税団体の範囲を拡大するとともに、税率を見直すなどの充実強化を図ることとし、制度の根幹に影響する見直しは断じて行わないこと。
- (5) 地方の改革意欲を損ねることのないよう、地方自治体の行財政改革により生み出す財源は地方に確実に還元すること。
- (6) 新庁舎整備に係る新たな財政支援制度の創設等、支援の拡充を図ること。

3 政令指定都市・中核市・施行時特例市に対する税制上の特例措置の充実

政令指定都市については、事務配分に見合った税制上の特例措置を充実すること。

また、中核市・施行時特例市については、事務配分に見合った税制上の特例措置を設けること。

4 地方税法の改正時期

地方議会において税条例改正案の審議時間が十分確保されるよう、地方税法等の改正の時期について配慮すること。

2 地方債計画

住民生活に関連した社会資本整備を計画的に推進するためには、地方債資金の確保が必要不可欠である。

よって、国においては、下記事項を実現されるよう強く要望する。

記

1 地方債資金の確保

地域活性化事業債等の一般単独事業債の所要額を確保すること。

2 起債対象事業の拡大等

起債対象事業の拡大や地方債充当率の引上げ、償還期限の延長等を行うこと。

3 緊急防災・減災事業債制度の恒久化・拡充

緊急防災・減災事業債制度を恒久化するとともに、地方の実情を踏まえて対象事業を拡充し、財政措置を充実・強化すること。

4 緊急浚渫推進事業への財政支援

緊急浚渫推進事業について、今後も災害を未然に防止し、安心して安全な生活ができる河川環境を保持するため、継続かつ安定的な財政支援を図ること。

5 地方創生を総合的に支援する地方債の創設

地方創生を総合的に支援する特別な地方債を創設し、その元利償還金について交付税措置を講じること。

6 合併特例債の制度拡充

合併特例債の所要額を確保するとともに、元利償還金の普通交付税算入率を引き上げること。

なお、建築費単価の上昇により、所要の事業実施に支障が生じないよう、適切な措置を講じること。

7 過疎対策事業債の所要額確保

過疎対策事業債の対象事業の拡充や、ソフト分に係る発行限度額の引上げなど所要額を確保すること。

8 公的資金補償金免除繰上償還の再実施

公債費負担の縮減を図るため、公的資金補償金免除繰上償還について、対象となる団体、資金区分、年利等の要件を緩和した上で措置を再度実施すること。

9 元利償還金に対する地方交付税措置

地方債の元利償還金に対する地方交付税措置を確実に履行すること。

3 地方公営企業

交通、病院、水道などの地方公営企業は、人口減少や規制緩和等により、極めて厳しい経営状況に直面している。

よって、国においては、下記事項を実現されるよう強く要望する。

記

1 公営企業繰出金等の所要額確保

地方公営企業の経営基盤を強化するため、公営企業繰出金及び公営企業債の所要額を確保すること。

2 地方公営企業に対する財政措置の充実

公営交通及び自治体病院の経営基盤を強化するため、財政措置を充実すること。

また、水道施設の再構築及び安全強化のための整備に関する国庫補助採択基準の緩和、配水支管に対する新たな補助制度の創設など上・下水道事業の施設整備に対する財政措置を充実すること。

3 地方公営企業の広域化等への支援

地方公営企業の事業統合・再編を含む広域化等の取組に対する支援を強化すること。

4 国庫補助負担金

国庫補助負担金は、地方の自由度を高める観点から、国と地方の役割分担の基本に沿って改革すべきである。

特に、地方自治体の事務として、同化・定着・定型化しているものについては、廃止・一般財源化が必要不可欠である。

よって、国においては、下記事項を実現されるよう強く要望する。

記

1 国庫補助負担金の廃止等

国庫補助負担金については、国と地方の役割分担に沿って、国が責任を持って負担すべき分野を除いて廃止し、税源移譲すること。

また、国庫補助負担金に係る事務手続きの簡素化を図ること。

2 直轄事業負担金制度の抜本的見直し

国直轄事業負担金については、負担金廃止に向け、国と地方の役割分担の明確化による抜本的見直しを実現すること。

社会文教委員会

1 医療保険制度

医療保険制度は、高齢化の急速な進行に伴う医療費の増加等による給付費の増大により極めて厳しい状況にある。こうした中、今後も国民皆保険制度を維持していくためには、医療保険制度を一本化するなど抜本的改革が必要である。

また、抜本的改革の過程においては、国民健康保険制度及び後期高齢者医療制度の安定的な運営のため、その運用改善や財政措置等の対策も求められている。

よって、国においては、下記事項を実現されるよう強く要望する。

記

1 医療保険制度改革

国民健康保険制度と他の保険制度との負担の公平化を図り、長期的に安定したものとなるよう、すべての国民を対象とする医療保険制度の一本化など抜本的な改革を早期に実現すること。

なお、制度改革に当たっては、地方自治体の意見を十分尊重し、新たな地方負担や保険料（税）負担が生じないよう配慮すること。

2 国民健康保険制度

(1) 平成27年度から実施されている保険者への財政支援の拡充1,700億円と併せ、27年1月13日社会保障制度改革推進本部決定により確約した財政支援等について、引き続き国の責任において確実に行うこと。

また、新制度の運用状況を踏まえながら、持続可能な社会保障制度の確立を図るため、更なる公費拡充の検討も含め、引き続き地方と協議し、必要な見直しを行うこと。

(2) 政府の規制改革実施計画等を踏まえた「国保総合システム」の次期更改や運用に当たっては、市町村等保険者や被保険者に追加的な負担が生じないよう、国の責任において必要な財政措置を講じること。

(3) 国保制度の普通調整交付金が担う地方団体間の所得調整機能については、配分方法等の見直しは行わず、保険者へのインセンティブ機能を担うものとして「保険者努力支援制度」を有効に活用することとし、その評価の在り方など制度の運用について地方と十分に協議を行うこと。

- (4) 就学後の子どもの医療費助成を現物給付により実施している市町村に対し行われている国庫負担金の減額調整措置について、全面的に廃止すること。
- (5) 新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者に係る保険料（税）の減免に対する財政支援は、令和2年度と同様に保険料（税）減免総額の全部について実施し、地方自治体の財政負担が生じないようにすること。

3 後期高齢者医療制度

後期高齢者医療制度の窓口負担における2割負担の導入に当たっては、制度改正の目的や内容について国民の理解が得られるよう、丁寧な周知を行うこと。

また、引き続き医療保険制度における給付と負担の見直しについて検討を行う場合は、国の責任において、必要な医療への受診抑制につながらないよう、特に低所得者に十分配慮した制度の在り方を検討すること。

2 地域医療施策

地域医療は、深刻な医師不足・偏在問題をはじめ、新型コロナウイルス感染症への対応等により、極めて厳しい状況下に置かれていることから、地域住民が安心して一次医療から三次医療まで必要かつ良質な医療を持続的に受けられる施策を講じることが求められている。

よって、国においては、下記事項を実現されるよう強く要望する。

記

1 医師不足・偏在対策等

- (1) これまでの医師偏在対策の取組を強化しつつ、定員配置等の規制的手法の導入や医師不足地域での一定期間の勤務義務付けなど、医師の地域偏在を抜本的に解消する仕組みを早急に確立すること。
- (2) 産科医・小児科医の減少による診療科偏在を受け、拠点病院における周産期の医療提供の在り方を再検討するなど、地域の医療ニーズに対応した支援体制を早急に確立すること。
- (3) 医師不足や地域間・診療科間の医師偏在の実態を踏まえ、地域に必要な医師の絶対数を確保するため、医学部入学定員における地域枠を増員するなど、更なる施策及び財政措置を講じること。
- (4) 新専門医制度について、医師の地域偏在、診療科偏在を助長するなど地域医療に影響を及ぼすことのないよう、地方の意見を踏まえ適切に対応するとともに、全国均等な専門医の配置など実効性のある医療提供体制の整備を進めること。
- (5) 看護師や助産師など医療を支える専門職の確保・養成及び地元への定着等を図るため、養成機関や研修体制の充実及び勤務環境の改善など適切な措置を講じること。
- (6) 地域医療介護総合確保基金（医療分）について、医療従事者の確保・養成、在宅医療の推進、病床機能分化・連携を図るため、地域の実情に応じて柔軟に活用できる制度とするとともに、将来にわたり十分な財政措置を講じること。
- (7) 救急医療体制を確保するため、二次救急医療機関において不足する医師を安定的・継続的に派遣するなど実効性のある対策を講じること。

2 自治体病院への財政支援等

- (1) 地域医療の中核を担う自治体病院の経営基盤安定のため、特に小児医療、救急医療、精神科医療、へき地医療、高度医療、周産期医療等の政策医療や不採算医療に対し、地方交付税措置等を拡充強化するとともに、自治体病院による診療体制を強化する支援策を講じること。
- (2) 自治体病院における勤務医の確保のため、勤務実態を踏まえた処遇改善等に係る財政措置等の支援策を講じること。
- (3) 山間へき地や離島における医療を確保するため、へき地診療所・へき地医療拠点病院の整備促進・安定的運営やICTを活用した遠隔診療の導入など、地域の実情に応じたへき地保健医療対策に必要な財政措置を拡充すること。
- (4) 新型コロナウイルス感染症対策の実施によって、地域住民の命を守る公立・公的医療機関が担う役割の重要性が再認識されたことを踏まえ、地域医療構想については、再編統合を前提とせず、地域医療の確保という観点から地域の実情に即した柔軟な取扱いをすること。

その際には、公立・公的医療機関の見直しに関して拙速な期限設定を行うことなく、個別事情に即した各地域の調整会議の結論を尊重すること。また、取組を進めるに当たって生じている課題等を解決するため更なる支援を講じること。
- (5) 機能転換により自治体病院の経営に影響を及ぼすことのないよう財政支援措置を講じること。

3 保健衛生施策等

健康で安全・安心な生活を確保するため、難病患者対策、各種予防接種、がん対策を推進するほか、良質な水道水の供給確保など保健衛生施策等の充実が求められている。

よって、国においては、下記事項を実現されるよう強く要望する。

記

1 新型コロナウイルス感染症対策

- (1) 感染症指定医療機関等における医療従事者、専用病床及び医療機器の更なる確保、感染症罹患に伴う補償等に対する支援を充実させるとともに、コロナ禍で経営状況が悪化している医療機関に対しても、引き続き十分な支援を行うこと。
- (2) 保健所については、人材確保に係る支援措置を講じるとともに、体制強化と今後の増設に対し、必要な支援を行うこと。また、機能不全に陥ることのないよう関係団体等との連携・協力体制を構築すること。
- (3) 新型コロナウイルスワクチン接種事業の実施に当たり、各地方自治体の支出額が「新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費補助金」の交付上限額を超過した場合には、全額国費による確実な財政措置を講じること。
また、接種を受けることの大切さの推進に加えて、接種を受けないことによる差別が起きない環境づくりを推進すること。
- (4) 重症化する前に感染者を早期発見し、加療の短期化、病床逼迫の緩和に資するため、PCR検査の必要性の周知や誰もがすぐに検査を受けられる体制の構築と検査機関の整備、検査料の助成を行うこと。

2 難病患者対策の推進

- (1) 指定難病の見直しを検討する場合、難病法制定時の「患者数だけでなく、患者の治療状況や指定難病に指定された経緯等も考慮しつつ、慎重に検討すること」との附帯決議を十分踏まえること。
- (2) 指定難病医療受給者証の更新手続について、患者や医師等の立場に立ち、事務手続の簡素化など負担軽減を検討すること。
- (3) パーキンソン病をはじめとする難病患者とその家族や就業が困難な若年患者に対し、医療費など経済的負担の軽減を図るとともに、福祉サービスの提供や就労支援など、難病患者の実態に合った政策を更に進めること。

3 インフルエンザ予防接種

インフルエンザ予防接種について、対象年齢を限定しない定期接種化し、地方自治体の財政基盤や個人の経済状況による格差が生じることのないよう、当該接種費用を全額国費で措置すること。

4 麻しん（はしか）対策

感染者の多い20代から40代が確実に速やかにワクチン接種できるよう、当年代に対する麻しん予防接種を定期接種化するなど実効性のある対策を講じること。

5 がん検診への支援

「がん対策推進基本計画（第3期）」において、がん検診の受診率向上のため、「国は財政上のインセンティブ策の活用に努める」とされていることから、これまでの交付税措置だけではなく、新たな補助制度や交付金の創設など必要な財政支援を拡充すること。

5 水道事業

- (1) 水道管路緊急改善事業について、採択基準における水道料金、給水収益に占める企業債残高の指標値を撤廃又は緩和するとともに、対象となる水道管の布設経過年数の要件の緩和を講じること。また、配水支管に対する補助制度を創設すること。
- (2) 緊急時給水拠点確保等事業について、採択基準における資本費単価、水道料金等の要件の撤廃又は緩和を講じること。
- (3) 水道施設等の災害復旧事業に関する国庫補助採択基準の緩和、手続の簡素化・迅速化を図ること。また、被災した事業所施設等についても補助対象とするなど、補助対象施設の拡大を図ること。
- (4) 平成30年12月公布の改正水道法に基づく水道事業の広域連携に対する財政支援を拡充するとともに、広域連携に参加する事業者の数や資本単価等の採択基準を緩和すること。

4 社会福祉施策

すべての人々が安心して社会生活を営んでいくためには、障害者施策、認知症施策、生活保護制度など社会福祉施策の着実な推進と実務を担う地方自治体への財政支援が必要である。

よって、国においては、下記事項を実現されるよう強く要望する。

記

1 障害者施策

- (1) 障害者及びその家族が、住み慣れた地域で尊厳を持って暮らせるために、日中活動の場としての生活介護施設、住まいの場としてのグループホーム施設の整備を計画的かつ確実に行うことができるよう、社会福祉施設等施設整備費国庫補助金について、必要かつ十分な予算を確保すること。
- (2) 障害者総合支援法における自立支援給付のうち訪問系サービスに係る国庫負担基準は、市町村のサービス支給実態を反映しておらず、市町村に財政負担を強いていることから、国庫負担基準を撤廃するとともに、市町村が支弁した額の2分の1を国が負担するよう財政措置を講じること。
- (3) 障害者に対する多様なコミュニケーション支援の充実を図るための法整備を図ること。

2 発達障害が疑われる子どもへの支援

- (1) 未就学児の療育の質的、時間的な充実を図るため、地域療育センター等の設置を促進すること。
- (2) 発達障害に関する国の専門機関を設置し、保護者への啓発を行うとともに、支援及び相談体制を充実すること。

3 医療的ケア児への支援

- (1) 医療的ケア児支援の先進事例を集積し、保育・学校現場等での運用に資する積極的な情報提供を行うこと。
- (2) 地方自治体等が保育・学校・通所支援等の現場で医療的ケア児を受け入れる際の課題について、必要な措置を講じることができるよう財政支援を行うこと。
- (3) 医療的ケア児を受入可能な児童発達支援事業や放課後デイサービス等の事業所の増加など、社会資源不足の解消に向けた財政支援を拡充すること。
- (4) 居宅訪問型の一時保育制度や居宅で宿泊を伴うケアが可能となる制度を

創設するなど、医療的ケア児支援策の拡充に向け、具体的な施策や制度改正を早期に検討し実施すること。

4 生活保護制度

- (1) 生活保護に係る経費について、国標準の査察指導員及び福祉事務所現業員（ケースワーカー）の配置に係る人件費等を含め全額国庫負担とすること。
- (2) 高齢者層を生活保護から分離し、年金制度と整合した生活保障制度を新設すること。また、生活保護との整合性を持たせるため、年金など社会保障制度や最低賃金制度等を見直すこと。
- (3) 不正受給を防止するため、実施機関の調査権の強化や現物給付への転換等を図ること。
- (4) 医療扶助等（介護扶助、施術を含む）の適正化に向け、過剰な医療行為を審査・制限する仕組みや基準の設置、一部自己負担の導入、不正行為に対する罰則強化等の対策を講じること。
- (5) 各種生活支援サービスを提供している民間住宅に居住する高齢の生活保護受給者が適切にサービスを受けられるよう、必要な措置を講じること。

5 ひきこもりに対する支援

地方自治体におけるひきこもり支援体制の整備が適正かつ円滑に行われるよう、必要な助言、情報の提供、その他の援助や十分な予算措置を講じること。

6 認知症施策

- (1) 国や地方自治体をはじめ、企業、地域が力を合わせ、認知症の人やその家族を支える社会を構築するため、認知症基本法案を速やかに成立させること。
- (2) 認知症の疑いのある人や診断直後に生じる空白期間（支援体制ができるまでの期間）については、本人が必要とする支援や情報につながるができるよう、認知症サポーターの活用等による支援体制の構築を図ること。
- (3) 若年性認知症の支援について、若年性認知症支援コーディネーターの効果的・効率的な活動を推進するため、コーディネーターに対する研修など支援体制の充実を図るとともに、本人の状態に応じた就労継続や社会参加ができる環境の整備を進めること。
- (4) 認知症の全国規模の疫学調査と疾患登録に基づくビッグデータの活用を通し、有効な予防法や行動・心理症状に対する適切な対応方法の確立・普及など認知症施策の推進に取り組むこと。

また、次世代認知症治療薬の開発・早期実用化や最先端の技術を活用した早期診断法の研究開発を進めるとともに、認知症の人の心身の特性に応じたリハビリや介護方法に関する研究を進めること。

7 民生委員・児童委員の担い手不足の解消

民生委員・児童委員の人材を確保する環境は、年金の支給開始の延長や高齢者の労働継続等の社会環境の変化もあってより深刻化していることから、本制度が将来に渡りしっかりと社会に根ざしたものとなるよう、担い手不足の解消に向けた制度の改正及び委員活動費の見直しについて速やかに対応すること。

5 少子化対策等

我が国では、長年にわたり合計特殊出生率が低水準にあり、令和3年における出生数が過去最少となるなど、少子化傾向は依然として深刻な状況にある。少子化の進行に歯止めをかけるためには、誰もが安心して子どもを産み育て、子どもたちが健やかに育つことができるような社会的支援と環境整備が不可欠である。

よって、国においては、下記事項を実現されるよう強く要望する。

記

1 子ども・子育て施策等

- (1) こども家庭庁の創設による新たなこども政策の推進にあたっては、国と地方自治体との定期的な意見交換や協議、さらにはNPOをはじめとする市民社会との積極的な対話・連携・協働を行うことにより、地域の実情やニーズを把握するとともに、地方自治体において混乱が生じることのないよう技術的支援を行うこと。また、必要な人材確保等ができるよう十分な財政措置等を行うこと。
- (2) 出産にかかる費用は年々増加し、現在の出産育児一時金の支給額では賄えない状況になっているため、出産育児一時金を現在の負担に見合う形に引き上げること。
- (3) 幼児教育・保育の無償化による減収分や新たな支出に要する費用を補填するなど、地方自治体の財政に影響を与えることのないよう、将来にわたる安定的かつ恒久的な財源を確保すること。
- (4) 保育従事者の仕事と家庭の両立支援や仕事を続けやすい環境の整備、保育人材の確保と定着化に向け、更なる基本賃金のベースアップを図ること。
- (5) 保育従事者の業務負担軽減を図るため、受講が義務付けられている各種研修・講習等の講習内容の共通化や受講費用に対する支援、保育所等のICT化推進事業の拡充等に対し、財政支援を含めた更なる施策の充実を行うこと。
- (6) 保育士の研修機会を確保するための代替保育士の配置等に必要な財政措置を拡充すること。
- (7) 公定価格における基本分単価について、地域の実態を踏まえ、十分な財政措置を講じること。また、未実施の職員配置の改善（1歳児の職員配置を6：1から5：1、4・5歳児の職員配置を30：1から25：1）に必要な予算の確保を図ること。

- (8) 幼児教育・保育の無償化を契機として、子どもの育ちに最も重要な家庭における良好な親子関係の中での養育が安易に放棄されることがないように、家庭での養育の重要性とともに、適切な保育サービス利用に向けた啓発を行うこと。
- (9) 在宅で育児をする世帯など多様な保育形態の公平性に配慮し、地域子育て支援拠点事業等への財政措置の充実を図ること。
- (10) 認可外保育施設の質の確保・向上については、児童福祉法に基づく指導監督を徹底するための支援や認可保育施設への移行を進めるための技術的・財政的支援など所要の措置を講じること。
あわせて、認可外保育施設等に関する「子ども・子育て支援情報公表システム」について、保護者や市町村が十分活用できるよう周知徹底を図ること。
- (11) 認定こども園の普及・移行に際し必要となる施設整備費や運営費について、十分な措置を講じること。また、移行に伴い地方自治体の財政負担や事務が増えないよう配慮すること。
- (12) 現状の療育支援加算等では障害児等の支援に必要な費用を賄うことが困難なため、受入施設への財政支援等により障害児の受入促進を図ること。
- (13) 新型コロナウイルス感染防止対策に努める保育士等に対し、「介護サービス事業所・施設等における感染症対策支援事業等及び職員に対する慰労金の支給事業」に準じた慰労金の支給について検討すること。
- (14) 保育施設等の園外活動時の安全確保を図るため、公立保育施設に対して民間保育施設と同様のキッズ・ガードの配置やキッズ・ゾーンの設置に対する財源措置を講ずること。

2 保育所の待機児童解消

- (1) 令和6年度末までに約14万人分の保育の受皿を整備することなどを目標とする「新子育て安心プラン」の各種取組を確実に推進すること。
- (2) 三大都市圏の一部に限り待機児童解消までの一時的措置として認められている居室面積基準の特例を、全市町村へ拡大すること。
- (3) 保育人材の都市部と地方部での偏在、人口減少による保育士余りの発生など、雇用のミスマッチを改善するための取組を広域で行う仕組みを国主導により早急に構築すること。
- (4) 仕事と家庭を両立できる環境づくりを進めるため、更なる育児休業期間の拡大、育児休業時の経済的支援及び企業への啓発等により育児休業の取得率の向上を図るなど、待機児童解消につながる対策を講じること。
- (5) 待機児童であることを証明する「保育所入所保留通知書」の取得がなくても、保護者の希望に応じて、子どもが2歳になるまで育児休業の取得延長及び育児休業給付金の受給が可能となる制度とすること。

3 放課後児童対策

放課後児童クラブについて、「新・放課後子ども総合プラン」に掲げる令和3年度末までに待機児童解消を図り、5年度までに約30万人分を整備するとの目標を達成するため、安定的財源を確保すること。

また、放課後児童支援員の確保に向けた処遇改善の補助の拡充や補助要件の緩和など、対策の充実・強化を図ること。

4 子ども医療費助成制度

地方自治体が独自に実施している子どもの医療費助成については、財政力に応じて助成内容に大きな格差が生じていることから、真に医療を必要とする子どもに適切な医療が提供される全国統一の制度を、国の責務として早期に創設すること。

5 不妊治療への財政措置

不妊治療への支援については、令和4年度当初からの保険適用に伴い、治療の選択の幅が狭まることや自己負担額が増えることがないように、保険適用による支援効果を検証するとともに、不妊治療の多様性を考慮した治療の質の維持・確保や自己負担額の軽減措置を講じること。さらに、独自に助成などの支援を行う地方自治体への財政的支援を講じること。

6 児童虐待防止対策

- (1) 「児童虐待防止対策体制総合強化プラン」をより実効性のあるものとするため、児童相談所や市町村の体制整備、専門的人材の確保に対し必要かつ十分な財政支援措置を講じること。また、持続的な人材育成に向け必要な措置を講じること。
- (2) 緊急時において、「市区町村子ども家庭総合支援拠点」が児童福祉法で定める一時保護の権限を行使できるようにすること。

7 子どもの貧困対策

- (1) 「子供の貧困対策に関する大綱」に基づき、子どもの貧困対策と自立支援を総合的に推進するため、教育の支援、生活の支援、保護者に対する就労の支援、経済的支援等について、地方と一体となって必要な支援を加速・充実すること。
- (2) 貧困の世代間連鎖を断ち切るため、母子父子寡婦福祉資金の貸付限度額の引上げなど、ひとり親家庭への支援策を拡充すること。

また、児童養護施設等の小規模・地域分散化に要する施設整備への財政支

援の拡充や、「地域子供の未来応援交付金」の当初予算規模の拡充と対象事業の拡大による地方独自の取組への継続的支援を図ること。

- (3) 生活困窮者自立支援法に基づく子どもの学習援助事業について、国の補助割合を拡充すること。

6 介護保険制度

介護保険制度の保険者である市町村は、利用者の増加等による給付費の増大などにより、厳しい財政運営を強いられている。今後の超高齢社会に対応し、安定的に制度を運営するためには、市町村における事業実施の状況等を踏まえた制度設計及び各地方自治体への財政支援等の拡充が不可欠である。

よって、国においては、下記事項を実現されるよう強く要望する。

記

1 介護サービスの提供体制確保

- (1) 地域医療介護総合確保基金（介護分）の配分に当たっては、地域包括ケアシステムの構築のためにも、地方自治体の意向を十分に踏まえるとともに、地域の実情に応じて柔軟に活用できる制度とし、将来にわたり十分な財源を確保すること。
- (2) 介護従事者の就労環境の整備及び事業所の安定運営のための財政措置など、介護従事者が働きやすい環境づくり、離職しない体制づくりを行うこと。
- (3) 介護職員処遇改善加算の取得を更に推進するなど、人材確保につなげること。その際には、保険料や地方負担に及ぼす影響について十分配慮すること。

2 財政運営について

「保険者機能強化推進交付金」及び令和2年度に創設された「介護保険保険者努力支援交付金」については、高齢者の自立支援・重度化防止の取組が一層評価され、推進が図られるよう、地域の実情を反映した評価方法とするとともに、評価指標の判断基準を明確にすること。

7 雇用対策

新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により、有効求人倍率は全国的に低下したもののようやく復調の兆しが見えている。しかしながらウクライナ情勢などに伴う原油価格・物価高騰等の影響により、今後の雇用情勢は依然として不透明であり、地域雇用対策や若年者雇用対策のより一層の充実が求められている。

よって、国においては、下記事項を実現されるよう強く要望する。

記

1 新型コロナウイルス感染症への対応

地域経済の回復に向けて、国による休業補償や経営環境整備のための支援等の拡充を図るとともに、中長期的な支援の継続を行うこと。

また、パート・アルバイト等の非正規雇用の労働者や、個人事業主・フリーランス等に対しても、生活の安定や事業活動の継続に資するよう支援措置を講じること。

さらに、雇用調整助成金について、特例措置を縮減せず延長すること。

2 地域雇用対策

地域住民の雇用の場を確保し、その安定を図るとともに、能力開発・再就職支援対策等を強化すること。また、地方自治体の実施する雇用安定・創出の取組に対する支援を充実すること。

3 多様な人材の活躍促進

- (1) 若者の就業を支援するなど、地方都市の経済活動を活性化させることにより、地方への人の流れを創出すること。
- (2) 地方で活躍する人材を育成・確保するため、女性や高齢者をはじめ、就職氷河期世代の就業支援等を拡充すること。
- (3) より働きやすい環境を整備するため、正規雇用の拡大や非正規雇用労働者の正規雇用への転換の促進など、地方における雇用環境の改善に資する制度の充実を図ること。

8 文教施策

各地方自治体においては、独自の財源による少人数学級や特区制度の活用など様々な施策を展開しているが、子どもたちの豊かな人間性や創造性を育む教育を推進するためには、文教施策の更なる充実強化を図ることが不可欠である。よって、国においては、下記事項を実現されるよう強く要望する。

記

1 教職員の人材確保と働き方改革

- (1) 特別な配慮を必要とする児童生徒の増加、新学習指導要領の円滑な実施、教職員の働き方改革、新型コロナウイルス感染症対策など山積する様々な課題に対処できるよう、教職員定数を長期的な視点から安定的に確保するとともに、加配定数の一層の拡充や財源の充実確保を図ること。
- (2) 教員の負担軽減にもつながる、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、教員業務支援員、部活動指導員等の専門スタッフを必要に応じて配置できるよう財政措置を講じること。

2 小学校外国語教育の整備

A L T（外国語指導助手）又は外国語専任講師の1校1人の配置が可能となるよう財政支援措置を講じること。

3 35人学級の実施

35人学級を計画的に進めていくに当たって、地域の実情に応じた円滑な移行が図られるよう、公立小学校施設等の整備、教職員の確保・質の向上、加配定数の維持等について、地方の意見を施策に反映するとともに、必要かつ十分な財政措置を講じること。

4 特別支援教育の充実

- (1) 特別支援教育について、必要な教職員等の確保や研修等の施策を充実し、十分な財政措置を講じるとともに、継続的な支援員を確保し配置できるよう、支援員派遣事業の補助制度を創設すること。
- (2) 特別支援学級の学級編制基準について、知的障害児学級は5人、自閉症・情緒障害児学級は3人に引き下げるなど充実を図ること。

5 栄養教諭・学校栄養職員

食物アレルギーなど個人の課題にも対応したきめ細かな給食を実施するとともに、更なる食育の充実を図るため、栄養教諭・学校栄養職員の配置基準を早急に見直すこと。

6 学校給食費の無償化

居住する地域によって格差を生じさせることなく、公教育の機会均等を図り、学校現場での食育を更に推進するため、学校給食費の無償化に向けた財政措置を検討すること。

7 学校のICT環境整備

- (1) GIGAスクール構想を円滑かつ効果的・継続的に実現するため、通信環境やハードの整備のみならず、GIGAスクールサポーターなどICT教育人材の配置充実や有償ソフトウェア、端末機器等の更新費用、ランニングコスト、セキュリティ対策等も含めたICT環境整備に必要な財政措置を拡充すること。

また、学習プラットフォームの導入経費や授業目的公衆送信補償金、ICT人材の配置経費のほか、家庭学習における通信料への補助について長期的な財政措置を講じること。

- (2) ICTの活用等による学校業務の効率化や事務の精選、勤務時間の適正な管理を行うこと。

8 学校施設の老朽化対策等

公立小中学校施設等について、新增築・老朽化対策等の事業を計画的に実施できるよう、当初予算において必要額を確保するとともに、対象事業の拡大や補助率の引上げ及び補助単価の実態に即した改善等の財政措置の拡充を図ること。

特に、空調設備の設置及び維持・管理、トイレ改修、給食施設整備等については、「新しい生活様式」も踏まえた学習環境の早急な改善が図られるよう、引き続き十分な財政措置を講じること。

9 いじめ防止対策

- (1) いじめ防止対策推進法に基づき学校に設置されるいじめ防止対策のための組織について、心理や福祉に関する専門的知識及び豊富な経験を有する者の派遣に対する財政支援措置等を講じること。
- (2) 子どもの立場に立ったスクールカウンセラーの在り方について、地方自

治体と協議を行うこと。

(3) 養護教諭の大規模校常勤複数体制の確立を図ること。

10 ワールドマスタースゲームズ2021関西

国による積極的な財政支援を行うとともに、地方自治体による市民参加の促進や交流イベントなど、本大会の機運醸成に向けた取組への支援を行うこと。

9 環境保全施策

環境・生態系を保全し、循環型社会への転換を図るため、地球温暖化対策、廃棄物処理対策、リサイクル対策、海洋ごみ対策等の施策が国と地方の連携の下に推進されている。これら施策の実務を担う地方自治体の役割は大きく、その円滑な運営には、各種施策の改善と適切な財政支援が必要である。

よって、国においては、下記事項を実現されるよう強く要望する。

記

1 地球温暖化対策

温室効果ガスの大幅削減に向け、地方自治体が行う再生可能エネルギーの普及とエネルギーの効率的利用を促す取組への支援を拡充強化するとともに、複数の地方自治体が共通目標を掲げ、その達成のために連携して取り組む各種施策の推進に必要な支援を行うこと。

地域の課題や現状に応じた脱炭素に資する事業に活用できる、汎用性の高い交付金の創設とカーボンニュートラルを目指す2050年を見据えた長期継続的な財政支援措置を講じること。

2 廃棄物処理対策

廃棄物処理・リサイクル施設の整備に対する財政措置を拡充すること。また、廃棄物処理施設の解体等に対し、適切な財政措置を講じること。

3 海洋ごみ対策

地方自治体が行う海岸漂着物の処理に要する経費について、引き続き財政措置を講じること。

また、生態系に及ぼす影響が懸念されるマイクロプラスチックごみについて、実態解明と発生抑制対策を講じること。

4 アスベスト対策

建築物解体時等におけるアスベスト粉塵の飛散防止の徹底、不適正処理対策の強化等を着実に行うこと。

また、学校、医療機関など公共施設のアスベスト対策について、所要の財政措置を講じること。

5 皮革排水処理への支援

皮革排水処理に対する抜本的な支援制度を創設すること。

6 建設発生土対策

建設工事における土砂の発生、運搬、埋立てなど一連の行為に関わる悪質な行為に対し、罰則強化を含めた法整備を早急に進めること。

産業経済委員会

1 農林水産業共通対策

農林水産業は、食料の供給や、国土・自然環境の保全など、国民の生活に欠かせない重要な役割を担っている。

しかしながら、我が国の農林水産業は、従事者の減少等により生産活動が低下しているほか、新型コロナウイルス感染症の長期化による需要減少やウクライナ情勢に伴う原油価格・肥料価格等の高騰により深刻な影響を受けている。

農林水産業の振興は、食料自給体制等の維持・向上に不可欠であるとともに、地域活性化の要でもあることから、その持続的かつ健全な発展を図るための課題の解決に向けた対策を講じることが必要である。

よって、国においては、下記事項を実現されるよう強く要望する。

記

1 経営支援対策の充実強化

新型コロナウイルス感染症の影響による減収対応も含め、農林水産業者の資金繰りに支障を来さないよう、一層の対策を講じること。

2 持続的な発展に関する施策の推進

- (1) 新型コロナウイルス感染症の長期化等により、経営に重大な影響を受けている農林水産業者の事業継続を図るため、消費回復、市場の安定に向けた経済施策を拡充すること。また、新しい生活様式に対応した生産・販売体制の取組に対して、一層の支援を図ること。
- (2) 我が国の農林水産業発展のため、農林水産物・食品の輸出5兆円目標の実現に向け、輸出にチャレンジする農林水産事業者を後押しし、関係省庁が一体となって取り組むこと。
- (3) 新たな市場や付加価値を創出し、農山漁村の所得や雇用の増大、地域活力の向上を図るため、地域の農林水産物や資源を活用した、農山漁村における6次産業化や農商工連携への取組に対し、十分な予算を確保し、着実な実施を図ること。

3 担い手の育成・確保

- (1) 農林水産業の持続的かつ健全な発展のため、担い手の育成・確保対策を推進すること。
- (2) 地域おこし協力隊が任期終了後、新規就農林水産業者として定住できるような支援策を関係省庁が一体となって講じること。

4 野生鳥獣等による農林水産物被害防止対策の充実強化

- (1) 野生鳥獣等による農林水産物被害を防止するため、鳥獣被害防止対策の一層の拡充を図るとともに、地方自治体が行う地域の実情に応じた鳥獣被害防止施策に対する財政支援を充実すること。
- (2) 鳥獣被害防止総合対策交付金（鳥獣被害対策基盤支援事業）の継続と拡充、処理加工施設等の補助拡充など、鳥獣被害防止対策を強化すること。また、未利用部位の利用促進や供給用途の拡大を図り、ジビエ利用を推進すること。

5 TPP等関連施策の実施と予算措置

- (1) TPP11協定、日EU・EPA、日米貿易協定、日英EPA及びRCEP協定などに伴う、農林水産業等への影響を継続的に検証するとともに、「総合的なTPP等関連政策大綱」に基づき、体質強化や経営安定、輸出の拡大に向けて自由度の高い十分な予算を継続的に確保するなど、万全な対策を講じること。また、いかなる国際貿易交渉にあっても、重要品目をはじめ、農林水産物等に対する必要な国境措置を確保するとともに、農林水産業者等に対して交渉内容の丁寧な情報提供を行うこと。
- (2) 「農林水産業・地域の活力創造プラン」に掲げる施策を、各地域の農林水産業・農山漁村の実情を踏まえながら着実に実施するとともに、十分な予算措置を講じること。

6 原子力発電所事故に伴う各国・地域の輸入規制の緩和・撤廃

東京電力福島第一原子力発電所事故に伴う各国・地域政府による農産品等の輸入規制を継続して措置している国・地域に対し、被災地産品の輸出促進に向けた取組をより一層強化すること。

2 農業振興対策

我が国の農業は、農業従事者の減少や高齢化の進行、耕作放棄地の増加、輸入農産物の増加に加え、最近の肥料価格の高騰など極めて厳しい現状にあるとともに、食料自給率は先進国中最低の水準となっている。

こうした中、ウクライナ情勢の影響により、食料の安定供給の確保が改めて重要な課題となったことから、農業の担い手の育成・確保や農家の所得向上など、我が国農業が抱える課題に十分に対応し、強い農業の確立による食料自給率の向上を図ることが喫緊の課題である。

よって、国においては、下記事項を実現されるよう強く要望する。

記

1 経営支援対策の充実強化

認定農業者や集落営農、認定新規農業者を支援する経営所得安定対策について、必要財源を確保するとともに、一層の拡充を図ること。

2 農業農村整備事業関連予算の安定的確保

(1) 将来にわたる農業・農村の持続的な発展を図るため、農業農村整備事業予算を長期的かつ安定的に確保すること。

(2) 農村地域の安全・安心の確保のための農村地域防災減災事業の推進を図ること。

また、水田やため池の活用など、流域治水の本格的実践に必要な予算・財源の確保や制度による支援を行うこと。

3 農業の持続的な発展に関する施策の推進

(1) 農作業の省力化や生産性、収益力の向上を実現するスマート農業を推進すること。

(2) 老朽化した農業用施設の早急な機能回復が急務となっている中、補修や更新等による施設の長寿命化対策を進めるため、多面的機能支払交付金等の予算を十分に確保すること。

(3) 農業生産条件の不利な農山村の振興・活性化を図るため、中山間地域等直接支払制度を一層充実すること。

(4) 農業に重要な役割を占めている女性・高齢者の能力を十分発揮できる環境整備を促進すること。

- (5) 「新規就農者育成総合対策」について、十分な予算を確保するとともに、新設された経営発展支援事業の地方負担に対して、地方財政措置を確実に講じること。
- (6) 耕作放棄地や荒廃農地の発生防止・解消に資する施策を積極的に推進するとともに、担い手への農地の集積・集約化の促進と生活基盤の効率的な整備の推進を図ること。

4 食料自給率向上、国産農産物の消費拡大に資する施策の推進

- (1) 水田を最大限に有効活用した米粉・飼料用米、麦、大豆等の作付拡大支援など食料自給率向上施策に関し、十分な財源を確保すること。
- (2) 「水田活用の直接支払交付金」については、恒久的な制度とするとともに、必要な予算を十分に措置すること。
- (3) 「日本型食生活」の維持、食料自給率向上等のため、外国への輸出を含む米の消費拡大に資する施策を積極的に推進すること。
- (4) 学校や病院、高齢者施設など公共施設で供される給食等において、地域の農産物の積極的な利用を促す施策を展開すること。
- (5) コロナ禍による米の需要の落ち込みと過剰在庫による米価への影響が生じているため、米の需給と価格の安定化に向け、国主導による真に実効性のある在庫対策や消費喚起などの需要拡大対策を推進すること。

5 畜産・酪農等の経営安定対策の充実強化

- (1) 畜産業振興策の強化及び畜産農家の保護・育成並びに所得の向上に資する施策を充実すること。また、畜産・酪農経営の安定と発展に資するため、畜産・酪農経営安定対策の充実強化を図ること。
- (2) 高病原性鳥インフルエンザをはじめ、CSF（豚熱）や口蹄疫等の家畜伝染病の侵入・まん延を防止するため、防疫・危機管理体制を強化するとともに、被害を受けた畜産農家等に対する経営支援策を充実すること。あわせて、風評被害の防止に万全の措置を講じること。

3 林業振興対策

我が国の林業は、木材生産にかかるコストの増大等による採算性の悪化、林業従事者の減少等による維持・管理が困難な森林の増加により、極めて厳しい状況に置かれている。

また、森林の荒廃等が進む中において、集中豪雨など自然災害により市民の生命・財産が失われる事態が生じている。

森林は、国土の保全、水源のかん養、林産物の生産はもとより、地球温暖化防止効果など多面的機能を持った重要な資産であり、その機能を持続的に発揮させるためには、林業の健全な発展を図ることが不可欠である。

よって、国においては、下記事項を実現されるよう強く要望する。

記

1 林業の持続的な発展に関する施策の推進

- (1) 森林・林業基本計画に掲げる施策の具体化を図るため、必要な予算の確保を図ること。また、パリ協定を踏まえた地球温暖化防止森林吸収源対策については、90万ha/年平均（うち間伐45万ha/年平均）の森林整備に係る必要予算の確保に加え、2050年カーボンニュートラルに向け、森林分野での貢献が最大化するよう、継続的な予算措置を講じること。
- (2) 「森林環境譲与税」については、税の主旨である奥地等条件不利地の森林整備を着実に進展させるとともに、都市部における木材利用の推進、都市と山村が連携した取り組みの拡大を推進すること。
- (3) 森林が有する多面的機能の維持管理に対する支援、林産物の供給体制等の支援、木材利用の促進、その他林業振興のための施策を推進すること。特に、新型コロナウイルス感染症やウクライナ情勢により木材の需要及び供給の動向は不透明な状況であることから、木材価格の安定、国産材への切り替えなど、必要な対策を講じること。

2 森林経営管理法の円滑な施行に係る支援

森林経営管理制度に係る市町村の体制強化に向け、林務担当者の育成・確保を図る仕組みを確立すること。また、森林所有者や境界確定の一層の促進に向け、森林整備地域活動支援対策事業に係る支援等の拡充を図ること。

3 森林整備の拡充

条件不利地域など適正な整備が進まない森林については、水源林造成事業等により、積極的な整備の拡充を図ること。

4 森林整備による防災・減災対策の推進

災害に強い国土を形成するために治山事業及び森林整備事業を更に強力に推進すること。特に、近年、集中豪雨や台風による甚大な被害が発生していることから、流域治水プロジェクトと連携した治山事業を推進するために必要な財政支援を図ること。

4 水産業振興対策

我が国の水産業は、漁場環境や資源状況の悪化による漁獲量の減少、担い手の不足、国民の魚離れの進行などにより、極めて厳しい状況にある。

このような状況の下で、水産物の安定供給の確保と水産業の健全な発展を図るためには、水産施策のより一層の推進が不可欠である。

よって、国においては、下記事項を実現されるよう強く要望する。

記

1 漁業者に対する経営支援策等の強化

- (1) 水産物の安定的な確保に必要な漁船漁業の維持・発展のため、漁業者に対する融資・信用保証などの経営支援策を強化するとともに、新規漁船建造の際の支援制度を拡充すること。
- (2) 安全かつ安定した水産物供給及び国内水産物の競争力を強化し、輸出を推進するため、高度衛生管理に対応した施設整備が図られるよう、十分な水産基盤整備予算を確保すること。また、施設整備にあわせて必要となる機器等の整備費用についても、十分な財政支援を講じること。

2 水産業の持続的な発展に関する施策の推進

- (1) 適切な魚種の維持と漁業経営の安定化を図るため、計画的に資源管理に取り組む漁業者に対する支援である資源管理・漁業収入安定対策等の拡充強化を図ること。
- (2) 沿岸漁業の振興及び小規模漁業者の所得向上に資する施策の充実に努めるとともに、資源管理型漁業の推進、種苗放流等の支援策の充実等による栽培漁業の振興を図りながら、水産業振興のための支援策を強化すること。

3 外国漁船対策

- (1) 我が国の漁業者の安全操業及び水産資源の適切な保存及び管理の推進のため、漁業取締船の増隻及び最新の漁業取締機器の充実化等を行い、違法操業を行う外国漁船の監視及び取締を強化すること。
- (2) 漁業協定の場などにおいて、我が国の漁業者の安全操業及び外国漁船の違法操業の根絶のための対策強化を強く働きかけること。

4 海洋ごみ対策

海洋プラスチックを含む海洋ごみ対策に、国際的な関心が高まっている中、海洋生態系の保全や水産業の振興等に不可欠であることから、漁場機能の維持・回復等に向け、漁業者等が行う海洋ごみの回収・処理活動及び自治体を実施する海洋ごみ対策に係る財政措置を拡充すること。あわせて、漁具の適正な使用・管理を漁業者に指導するとともに、漁具等のリサイクル技術の開発・普及を促進すること。

5 食の安全及び消費者の信頼確保対策

食の安全確保は、国民の健康な生活の基礎をなす重要事項であることから、不正を見逃さない監視体制や安全管理・衛生管理体制の強化など、消費者の信頼を得るための取組がより一層求められている。

また、消費者を取り巻く環境は、高齢化の進行、高度情報社会の進展など大きく変化してきており、社会的弱者を狙った悪質商法や食品表示の偽装等による被害は跡を絶たず、消費者の安心・安全を確保するための施策の更なる推進が必要となっている。

よって、国においては、下記事項を実現されるよう強く要望する。

記

1 食の安全性確保への取組

食に対する消費者の信頼を確保するため、トレーサビリティシステム(生産履歴管理)、GAP(農業生産工程管理)、HACCP(危害要因分析・重要管理点)などの普及促進の支援を図ることにより、産地から食卓までの食の安全性を高めること。

2 輸入食材等の安全確保

輸入食材等の安全性に関しては、一層の監視及び検査体制の充実強化を図るとともに、消費者・販売者等への情報提供を迅速かつ適切に行うこと。

3 消費者安心・安全確保対策の推進

消費者の利益の擁護及び増進、消費者による自主的かつ合理的な商品及びサービスの選択の確保、消費生活に密接に関連する物資の表示など、消費者が安心して安全で豊かな消費生活を営むことができる社会の実現に向け、必要な財政支援措置の更なる拡充を図ること。

6 中小企業振興対策等

我が国の中小企業の経営は、新型コロナウイルス感染症やウクライナ情勢の影響に伴う、原油価格の高騰や原材料・資材価格の上昇、更には為替相場の急激な変動により、極めて厳しい状況に置かれている。中小企業の経営動向は、地域経済にも強い影響をあたえることから、支援の拡充が求められている。

よって、国においては、下記事項を実現されるよう強く要望する。

記

1 中小企業への支援

- (1) 新型コロナウイルス感染症の影響による減収対応も含め、中小企業の資金繰りに支障を来さないよう、金融機関の実質無利子・無担保融資の申込期限及び償還期間等の延長や返済猶予等、業種を限定せずに一層の対策を講じること。
また、地域経済の回復に向けて、国による休業補償や経営環境整備のための支援等の拡充を図るとともに、中長期的な支援の継続を図ること。
- (2) 新型コロナウイルス感染症の収束状況に応じて、幅広い業種を対象とした消費喚起対策を実施すること。また、各自治体が独自に対策を実施する場合に補助金制度を創設すること。
- (3) テレワーク等の時間や場所にとらわれない柔軟な働き方を推進するため、デジタル技術の支援を強化すること。また、サテライトオフィス創設等の一層の導入支援を行うこと。
- (4) 中小企業の廃業から優れた技術や雇用を守るため、第三者を含めた後継者への事業承継支援策の強化を図ること。

2 地域経済の活性化のための経済対策の推進

- (1) 地方創生の視点に立った総合的かつ積極的な実効性のある経済対策を講じること。また、地方の中小企業等の生産性向上や国内外の販路開拓等に対する支援の充実を図ること。
- (2) 地方自治体が推進する地域の活性化に資する土地利用について、地方自治体が主体的に行えるよう、都市計画法や農地法をはじめとする関係制度の見直しを検討すること。

3 地域資源の活用促進

- (1) 地域資源の活用や中小企業者と農林水産業者の連携による農商工連携等は、地域活性化の観点からも有効な施策であることから一層の拡充を図ること。
- (2) 地域団体商標制度(地域ブランド)の活用促進を図ること。

4 地域商業の振興

活力ある地域コミュニティを担う商店街等の振興のため、地域の持続的発展のための中小商業者等の機能活性化事業などの拡充強化を図ること。

5 下請け中小企業の保護

大企業・親事業者が下請け等の事業者へ、一方的に価格などについて、しわ寄せをすることがないように、適切な措置を講じること。

7 資源・エネルギー対策

政府においては、2050年までに温室効果ガスの排出を実質ゼロとする目標を達成するため、省エネルギーを徹底し、再生可能エネルギーを最大限導入するとともに、安全最優先で原子力政策を進めることで、安定的なエネルギー供給を確立するとしている。

こうした中、地方自治体には、住民への普及啓発、省エネ機器の普及助成、再生可能エネルギーの利用拡大や導入支援など地球温暖化対策に重要な役割を果たすことが期待されている。

よって、国においては、下記事項を実現されるよう強く要望する。

記

1 再生可能エネルギー関連施策等の推進

- (1) 地方自治体が脱炭素社会の実現を目指すため、地域の課題や現状に応じた脱炭素に資する事業に活用できる、汎用性が高く利用しやすい交付金を創設するとともに、様々な施策に取り組むための、長期継続的な財政支援措置を講じること。
- (2) 太陽光や風力、水力、バイオマス、地熱発電等の再生可能エネルギーの研究・開発に積極的に取り組むこと。
また、発電施設の設置・建設について支援措置の充実を図り、安全で安定的な電力供給対策を実施すること。
- (3) 農山漁村における未利用土地や水、バイオマス等を利用した再生可能エネルギーによる発電は、地元使用のほか、売電収益を地域発展に活用することから、導入推進のための支援を図ること。
- (4) 再生可能エネルギーの余剰電力を有効に活用するため、地域間融通ができる送電網の強化や大型蓄電池の開発促進を着実に進めること。
- (5) 電気の地産地消、地域内資源循環の実用を目指し、自治体主導で地域新電力会社を創設する事例が増えていることから、地域新電力会社が大手電力会社と共存できるよう制度の改善・充実を図ること。
- (6) 省エネルギー対策を実施する中小企業に対し、省エネルギー機器の購入など、省エネルギー設備投資への財政支援を強化すること。
- (7) 火力発電の高効率化及びCO₂削減を実現する次世代の火力発電技術や、CO₂を資源として有効活用するカーボンリサイクル技術の早期確立を目指すため、予算の拡充を図ること。

2 原子力発電の安全確保等

- (1) 原子力発電の万全な安全確保のため、原子力技術者及び研究者の養成確保に努めること。

また、放射性廃棄物の処分に関する研究開発を着実に進めること。

- (2) 原子力事業者に対し、徹底した情報公開など指導・監督を強化すること。

建設運輸委員会

1 自然災害対策の推進

我が国は、自然的・地理的条件から台風、豪雨、地震、津波、火山噴火などによる災害が発生しやすい国土となっており、特に近年、各地で豪雨災害や大規模地震等が発生し、甚大な被害をもたらしている。

地方自治体は、こうした自然災害に備え、様々な対策を講じているが、住民の生命、身体及び財産を守るためには、自然災害対策の更なる充実強化が不可欠である。

よって、国においては、下記事項を実現されるよう強く要望する。

記

1 台風・豪雨対策の推進

- (1) 流域治水の着実な推進を図るため、流域治水の本格的実践に必要な予算・財源の確保や制度による支援を行うとともに、「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」に必要な予算・財源を確実に確保すること。
- (2) 気候変動による水害の頻発化・激甚化に対応する流域治水の取組を推進するため、河川整備計画に沿った整備の促進に加え、適正な維持管理を実施すること。
- (3) 住民の命を守るためには、一刻も早い治水対策が必要であることから、地域住民の合意形成を得るために、国によるアドバイザー派遣制度の充実を図ること。
- (4) 土砂災害防止法及び急傾斜地法に規定されている各施策の一層の強化を図るとともに、土砂災害警戒区域等の指定促進に向けた財政・技術的支援を講じること。
- (5) 砂防堰堤等の土砂災害防止施設の整備促進を図るとともに、その整備に当たっては、砂防等に関する調査、計画や維持管理を実施するために必要な技術基準の改定等により、頻発・激甚化する土砂災害に耐え得るよう、配慮すること。
- (6) 河道掘削や拡幅、調整池の設置など、治水機能を向上させる河川改修事業等の計画的かつ着実な実施に対する支援措置の充実強化を図るとともに、土砂撤去や樹木伐採による河川の適正な維持管理を支援すること。
- (7) 集中豪雨等による河川氾濫や内水氾濫などの浸水被害を防止・軽減するための河川工事に加え、排水機場や排水ポンプ車整備、雨水貯留浸透施設の整備等を促進すること。

2 地震・津波対策等の推進

- (1) 南海トラフ地震対策特別措置法や日本海溝・千島海溝地震特別措置法に基づく津波避難対策のための集団移転促進事業の採択要件緩和及び国庫補助の引上げを行うこと。
また、事前復興対策としての高台移転用地開発や医療機関及び福祉施設等の高台先行移転に対する支援の拡充強化を図ること。
- (2) 津波防災地域づくりに関する法律に基づく推進計画に盛り込まれる津波防護施設、海岸保全施設等の施設整備など、各事業への財政措置の充実強化を図ること。
- (3) 地震のみならず豪雨災害対応の中心的施設となる庁舎や、学校施設を含む避難施設等の建設及び耐震補強については、緊急防災・減災事業債の拡充などにより、地方自治体が行う防災・減災対策の財源を十分に確保すること。
- (4) 避難路沿道建築物や大規模建築物の耐震改修等を補助する耐震対策緊急促進事業の拡充強化を図ること。
- (5) 昭和56年6月1日以降に着工した家屋についても多数の地震被害が発生していることから、現行の建築基準法の早期見直しを行い、補助対象とすること。
- (6) 通学路、避難路等の安全確保のため、現行法令に適合しない、または危険な状態にあるブロック塀等を即時に撤去・改修できるよう、地方財政措置の充実強化を図ること。
- (7) 地震時に液状化の発生が懸念される地域について、宅地耐震化推進事業等による液状化対策を着実に推進すること。

3 災害復旧・復興支援

- (1) 被災地の早期復旧を図るため、災害復旧事業の早期採択を行うとともに、事業に要する経費の地方負担に対して、迅速な補正予算措置や特別交付税の増額配分など、更なる支援の充実強化を図ること。
- (2) 被災後における住民生活を確保するため、ライフラインの早期復旧をはじめ、流出土砂の処理や砂防設備、急傾斜地崩壊防止施設、道路、鉄道、下水道施設、河川、農林地等の早急な全面復旧体制を整備すること。
- (3) 公共土木施設や農地等の災害復旧のための費用負担に関して、国庫補助のかさ上げを行う激甚災害制度の指定基準の要件を緩和し、使い勝手がよいものとする。

4 災害対応の充実強化

- (1) 地域の実情に合わせた、より一層、細密な台風、集中豪雨等の観測体制及び予測体制の充実強化を図ること。
- (2) 災害発生時に迅速な情報収集・提供を図る防災行政無線の施設整備及びデジタル化に係る費用などについて、財政措置を拡充すること。
- (3) 防災や復旧などの技術職の専門人材が不足している地方自治体に対する支援の充実強化を図ること。あわせて、災害時の現場対応や地方自治体の支援において大きな役割を担う国の地方機関の人員体制についても引き続き充実強化を図ること。
- (4) 市が作成するハザードマップについて、技術支援の強化や作成に要する人的支援及び財政支援の拡充を図ること。
- (5) 自然災害による被害を最小限に抑えるため、河川の水位や積雪状況などリアルタイムで把握するためのカメラの増設などの導入に係る十分な財政措置を講じること。
- (6) 地方自治体が民間施設を避難所として使用した際の借上費用について、災害救助法の適用基準に満たない規模の災害に対しても財政措置を講じること。
- (7) 被災者支援備蓄物資や備蓄倉庫整備など、防災関連事業に対する財政支援策の充実強化を図ること。
- (8) 被災者が早期に自立した生活を送ることができるよう、災害救助法に基づく支援の拡充を図ること。なお、被災者生活再建支援制度については、支援金の支給対象を全ての半壊や一部損壊にまで拡大するとともに、上限額の引上げを検討すること。

2 各種交通基盤整備の推進

道路、鉄道、空港、港湾などの各種交通基盤は、住民生活や地域の経済、産業を発展させるなど、地方創生の実現に欠かすことのできない重要な社会資本である。

しかしながら、これらの社会資本整備が進んでいない地域は、地方創生の取組を進める上で、大変不利な状況下にある。

また、全国各地で地域住民の生活を支える地域鉄道やバス路線の廃止が相次ぐなど、各種交通を取り巻く環境は非常に厳しいものとなっていることから、各種交通基盤の維持や、より一層の整備促進、支援施策の充実を図る必要がある。

よって、国においては、下記事項を実現されるよう強く要望する。

記

1 道路の整備促進

- (1) 道路の計画的な整備と適切な維持管理のため、道路関係予算の所要額を長期安定的に確保すること。
- (2) 新型コロナウイルス感染症の収束を見据えた経済回復につながる施策として、高規格幹線道路網14,000キロメートルの早期完成に向けて、ミッシングリンク（未開通区間）を解消するとともに、財源の確保に万全を期し、整備促進を図ること。
- (3) 高規格幹線道路と一体となって高速交通体系を成す地域高規格道路について、所要の財源を確保し、整備促進を図るとともに、候補路線については、速やかに所要の調査・検討を行い、計画路線への格上げを図ること。
- (4) 高速道路料金制度については、料金体系の再編による発現効果や課題も検証しながら適時適切な見直し検討を行い、公正妥当な制度の実現を図ること。
また、利用率向上に向け、安定的でシンプルな料金制度を構築すること。
- (5) 高速道路の債務の確実な償還及び将来の更新等に対応可能な料金制度とすること。
- (6) 地方自治体間における圏域を超えた新たな社会や経済圏の形成及び発展のため、平常時、災害時ともに物流・人流を確保することができるよう、4車線化やバイパス、環状道路など、広域的な道路交通網の整備を促進すると

ともに、必要な財源を確保すること。

- (7) 地方自治体が管理する跨道橋及び跨線橋を含む橋梁等の道路施設の老朽化対策として、改築及び維持管理に必要な支援策の充実強化を図ること。
- (8) 積雪寒冷地域等の道路除排雪体制を確保・維持するための安定した財源確保と各種雪対策の一層の充実・強化を図ること。

2 新幹線鉄道等の整備促進

- (1) 整備新幹線の着工区間の早期完成を図るとともに、未着工区間については、整備方針を早期に策定すること。

また、基本計画路線については、速やかに所要の調査・検討を行い、整備計画への格上げを図ること。

- (2) 整備新幹線の建設に当たっては、安定的な事業推進が可能となるよう、建設財源を確保するとともに、地方負担に対する適切な財源支援措置を講じること。

また、既着工区間の工事費の増額分については、沿線自治体に新たな負担が生じないよう対処すること。

- (3) 新幹線整備に当たっては、沿線自治体のまちづくりに係る都市計画事業等の進捗に合わせ、着実に整備を進めること。

また、整備効果拡大のため、走行速度の向上や運行本数の確保、二次交通への運行支援など、旅客利便性の向上などに対する支援を行うこと。

- (4) 新幹線の開業効果を高めるため、新幹線駅舎や駅周辺及び広域幹線道路などの整備に対する社会資本整備総合交付金等の重点的な配分を行うこと。

- (5) リニア中央新幹線については、沿線環境への影響を配慮しつつ早期開業を実現すること。

また、高速交通ネットワーク形成に伴う産業や観光振興、まちづくりに寄与するインフラの早期整備を図ること。

3 公共交通の確保・維持

- (1) 地域公共交通の充実強化

- ① 新型コロナウイルス感染症の影響により、運送収入が減少している地域公共交通の事業者等においては、事業者及び地方自治体に対し、路線を維持するための財政措置を講じること。

- ② 地域公共交通を安定的に確保・維持するため、MaaSをはじめとする新たな手法の可能性や限界を明らかにし、ガイドラインを早期に

示すとともに、財政支援措置を拡充すること。

- ③ 地域公共交通の事業者等に対し、現行路線の維持・存続、事業の継続実施、運行の安全性確保、公共交通空白地域の解消などに対する支援制度の充実強化を図ること。

また、地域公共交通の確保・維持に取り組む地方自治体に対し、地方交付税による財政措置の充実強化を図ること。

- ④ 地域公共交通活性化再生法に基づく取組について、更なる財政措置など、各種支援の充実強化を図ること。

また、同法に基づき地方自治体が策定する地域公共交通計画に対する支援制度を拡充すること。

- ⑤ 鉄道駅やバスターミナルなど、旅客施設のバリアフリー化の推進を図るため、財政措置の充実強化を図ること。

- ⑥ 高齢者や障がい者等交通弱者が社会生活・経済活動を維持できるよう、地域公共交通の環境整備に対する支援の充実強化を図ること。

また、買い物難民対策などのため、小型無人機の活用を図ることや、高齢者向け超小型モビリティ（小型自動車）等の新たな交通手段の開発を推進すること。

(2) 自動車運送事業等に対する支援

- ① 電気自動車、燃料電池自動車等次世代自動車の普及促進により、地域交通のグリーン化を図ること。

- ② 一般貸切旅客自動車運送事業によるスクールバス運送については、運賃・料金の変更命令の処理要領の適用外とし、弾力的に運賃等の額を設定できるようにするなど、特別の配慮を行うこと。

(3) 鉄道事業に対する支援

- ① 新幹線開業時にJRから経営分離される並行在来線の存続のため、地方負担の軽減等に係る新たな方策を早急に講じること。

また、運営費助成や交付税措置の拡充、初期投資及び施設更新費用に係る鉄道事業者への補助制度の創設、譲渡された鉄道資産や新たに整備・取得した鉄道資産に対する税制特例の延長及び拡充、JR路線等への乗継割引に対する財政支援制度の創設等、経営の安定化に向けた支援施策の充実強化を図ること。

- ② 地域住民の移動手段の確保の重要性に鑑み、地域鉄道関係予算の所要額を確保すること。また、地域鉄道等を支援している地方自治体に対する、財政措置の充実強化を図るとともに、鉄道事業者への経営損失に対する欠損補助制度を創設すること。

- ③ 鉄道事業再構築実施計画に基づく、車両設備などの鉄道施設の整備に係る補助割合を堅持するとともに、地方自治体が行う車庫の整備や

遮断機などの予備品の購入経費に係る補助対象の拡充を図ること。

- ④ 鉄道事業者が鉄道事業法に基づき廃止の届出を行おうとする場合には、沿線住民、関係自治体との十分な協議・合意を経て行うよう、法的整備を行うこと。
 - ⑤ 沿線の地方自治体が支援を行う路線については、大手民鉄への設備投資、維持管理及び設備更新に関する費用についても補助対象となるよう、制度を拡充すること。
 - ⑥ 沖縄県の均衡ある発展と慢性的な交通渋滞の解消を図るため、沖縄本島を南北に縦断する鉄軌道を含む新公共交通システムの早期導入を図ること。
 - ⑦ J R 北海道が経営改善に向けた取組を着実に進めるよう、国の支援の拡充を行うこと。
 - ⑧ J R 北海道をはじめ各旅客会社が J R 貨物の負担軽減のため、線路の維持管理費の多くを負担する現行ルールの見直しなど、負担軽減についての新たな仕組みを早急に構築すること。
 - ⑨ J R 北海道において早急な対応が迫られている橋梁やトンネル、高架橋などの老朽化した鉄道施設について、保全・更新や耐震化などの推進を図ること。
- (4) 離島航路等に対する支援
- ① 離島の生命線となっている離島航路・航空路の確保・維持を図るため、就航する船舶の建造や航空機の購入及び運航費等に対する支援措置を拡充するとともに、支援策の抜本強化を盛り込んだ新たな法律を早期に制定すること。
 - ② 離島航路の海上高速交通体系が現状どおり維持されるよう、高速船ジェットフォイルの代替船建造や新船建造に対する財政的支援を行うこと。
 - ③ 特定国境離島の観光振興のため、特定有人国境離島地域社会維持推進交付金にかかる航路・航空路運賃の低廉化の対象者に、当該地域への観光客等も加えること。

4 空港の整備促進

- (1) 地方の産業・経済や地域住民の生活を支える基盤として重要な役割を担っている地方航空路線を維持するため、適切な措置を講じること。
- (2) 空港へアクセスする鉄道及び道路等の整備促進を図るとともに、空港を拠点とした地域振興策を推進すること。

5 港湾の整備促進

- (1) 港湾を大規模災害に備えた防災拠点とするため、防波堤の整備など、災害対応力を強化すること。また、既存港湾施設について、予防的な維持管理による計画的、総合的な港湾施設・海岸保全施設の老朽化対策を推進すること。
- (2) 海上輸送網の拠点である港湾は、地域の雇用と経済を支える重要な役割を担っていることから、物流効率化に資する施設の整備などのための予算を確保すること。
- (3) クルーズ客船の受入態勢の拡充などのため、岸壁や旅客ターミナル等整備による港湾関係施策を充実強化すること。
- (4) 太平洋側を中心に集約されてきた物流拠点について、リスク分散の観点からも日本海側の拠点となる港湾の更なる機能強化を図ること。
- (5) 地方港湾などの防波堤、岸壁等の港湾施設について、地方創生港整備推進交付金等による一層の支援措置を講じること。

3 都市基盤整備の推進

街路、下水道や公園などの都市基盤は、住民にとって快適で豊かな生活環境をもたらすとともに、地域活性化に不可欠なものである。

しかしながら、多くの社会資本の老朽化が深刻になるなど、様々な問題を抱えており、また、土地利用に関しては、人口減少、高齢社会の進行などにより、空き家・空き地などの増加や所有者不明土地の問題が顕在化しており、これら諸課題への対応が急務となっている。

よって、国においては、下記事項を実現されるよう強く要望する。

記

1 社会資本整備事業等の推進

- (1) 地方自治体が社会資本整備を行う上で重要な役割を担っている、社会資本整備総合交付金及び防災・安全交付金の所要額を確保すること。
- (2) 橋梁やトンネル等の経年劣化対策については、新技術等を活用した維持管理の高度化・効率化や機能向上型更新を安定的かつ計画的に進めていくために必要な予算を確保するとともに、緊急に修繕等の措置が必要な場合には、優先的に財政支援を行うこと。
- (3) 地方自治体における社会資本の維持管理者の技術力の底上げを図るため、資格制度及び教育・研修制度の充実を図ること。
- (4) 建設発生土を主とする土砂の不適正な埋立てに対し、地域の自然環境の保全及び住民の安全を確保するため、罰則強化を含めた法整備を図ること。

2 市街地整備の推進

- (1) 都市機能の増進及び経済活力の向上に係る中心市街地活性化法に基づく取組について、更なる財政措置など、各種支援の充実強化を図ること。
- (2) コンパクトシティ推進に係る都市再生特別措置法に基づく取組について、更なる財政措置など、各種支援の充実強化を図ること。
また、同法に基づき地方自治体が策定する立地適正化計画について、策定段階での支援を拡充すること。
- (3) 災害時の移動・輸送や交通の混雑の緩和等に資する自転車活用の推進を図るため、自転車専用道路・自転車専用通行帯、シェアサイクル施設等の整備を推進すること。
また、放置自転車の解決に向けて、駐輪場等の整備に対する支援を図ること。

- (4) 災害に強いまちづくりのため、震災時等の避難地や復旧・復興の拠点となる防災公園の整備を推進すること。また、都市公園の整備を推進するため、都市公園事業や緑地保全等事業などに対し十分な支援措置を講じるとともに、歴史や景観など、地域の特色を活用した公園設置への支援を図ること。
- (5) 都市の緑地等の保全のため、緑地の公有地化への財政的支援制度の拡充を図ること。また、公有緑地の維持管理経費など、都市緑地の環境整備費用への補助制度や、私有緑地の所有者に対する相続税の納税猶予など、税負担の軽減制度を創設すること。
- (6) 保育施設等の園外活動時の安全確保を図るため、交通安全施設の再点検を行い、危険箇所について必要な措置を講ずるとともに、ガードパイプ・ガードレール等の交通安全施設を整備するための新たな補助制度の創設など財政負担軽減のための支援を行うこと。

3 所有者不明土地・空き家対策の推進

- (1) 地方自治体が所有者不明土地の適正な事業執行を図ることができるよう支援を行うこと。
- (2) 所有者不明土地の早期解消を図るため、個人情報保護に配慮しつつ、簡素な手続きにより所有者の探索が行えるような土地基盤情報の整備を推進すること。
- (3) 放置空き家等対策の推進に向け、国全体として財政支援措置の強化を含めた総合的な施策を講じること。
- (4) 倒壊する危険のある空き家等に対し、地方自治体による除去を推進するための財政措置及び解体費用の助成を拡充すること。
- (5) 「空家等対策の推進に関する特別措置法」の対象外である「長屋」については、条例の制定が必要となっているが、迅速な処理のため、同法の対象に加えること。
- (6) 空き家の長期間の放置や増加を抑制するために、空き家バンクの運用や流通市場へ誘導するための所有者への働きかけなど、地方自治体が行う取り組みに対し、財政的及び技術的な支援を行うこと。

4 下水道整備の推進

- (1) 下水道事業を安定的に持続させるため、下水道施設の改築に係る国庫補助を継続するとともに、修繕や維持に係る費用についても国庫補助対象とすること。また、集中豪雨等による浸水対策のためにも、下水道整備に対して十分な財源を確保すること。
- (2) 普及の立ち遅れている地域の下水道整備を推進するため、財政措置の充実強化を図ること。

4 観光施策の推進

観光は、地域間の交流人口や雇用の拡大など、地域経済の活性化に資するほか、国際相互理解の促進などを併せ持つ我が国の重要産業である。

しかしながら、新型コロナウイルス感染症によって観光産業は甚大な影響を受けており、その回復には国と地方自治体が一体となった取組が求められている。

地域の活性化のためにも、宿泊施設や交通機関、旅行業などへの支援が必要であるとともに、観光施策の一層の推進のため、観光産業の国際競争力強化や魅力あふれる観光地の形成が重要である。

よって、国においては、下記事項を実現されるよう強く要望する。

記

1 魅力ある観光地域づくりの促進

- (1) 新型コロナウイルス感染症の影響により、観光産業では減収や倒産等が発生していることから、地方自治体や事業者等が行う観光振興の取組に対する財政措置の拡充強化を講じること。
なお、新たなG o T oトラベル事業については、新型コロナウイルス感染者数の状況等に応じて、随時、内容を見直すこと。
- (2) 豪雨や震災などで被災した地域の観光復興に資する各種支援策の迅速な実施を図ること。また、国内外に向けた正確な情報発信や風評被害の防止など、誘客に向けた支援を図ること。
- (3) 新型コロナウイルス感染症による感染リスクを軽減しつつ、より多くの旅行機会の創出などを図り、地域経済を活性化するため創設された「新たな旅のスタイル」促進事業について、一層の拡充強化を講じること。
- (4) 観光先進国実現に向けた観光基盤の充実強化を図るための国際観光旅客税について、その税込により、地方自治体にとって自由度が高く、創意工夫を活かせる交付金を創設すること。
- (5) 地方空港の就航先の拡大及び利活用の推進は、地方への周遊を促し、地方の魅力を発信することから、支援の継続及び拡充を図ること。
- (6) 歴史的街並みの保存や美しい景観に資する無電柱化については、安全で快適な通行空間の確保に加え、防災の面からも有効であることから、積極的な支援を図ること。

2 ポストコロナを見据えた国内外旅行者の増加に向けた施策

- (1) 空港や港湾などにおける感染症対策の一層の強化を図ること。
- (2) 訪日外国人旅行者が観光地や公共交通機関においてストレスフリーで快適に旅行できる環境を整備するため、地方自治体や民間事業者等が行う、多言語対応やキャッシュレス決済の普及、無料Wi-Fiサービスの提供などに対する支援措置を強化すること。
- (3) 諸外国への訪日プロモーションを推進するため、デジタルマーケティング等を活用し、コロナ禍を経た観光需要の変化を見据えた取組に対する支援措置を強化すること。
- (4) 地域に与える経済波及効果やビジネス機会の創出などの幅広い経済的意義を有する、国際会議や国際展示会等の誘致を促進すること。